

第1節

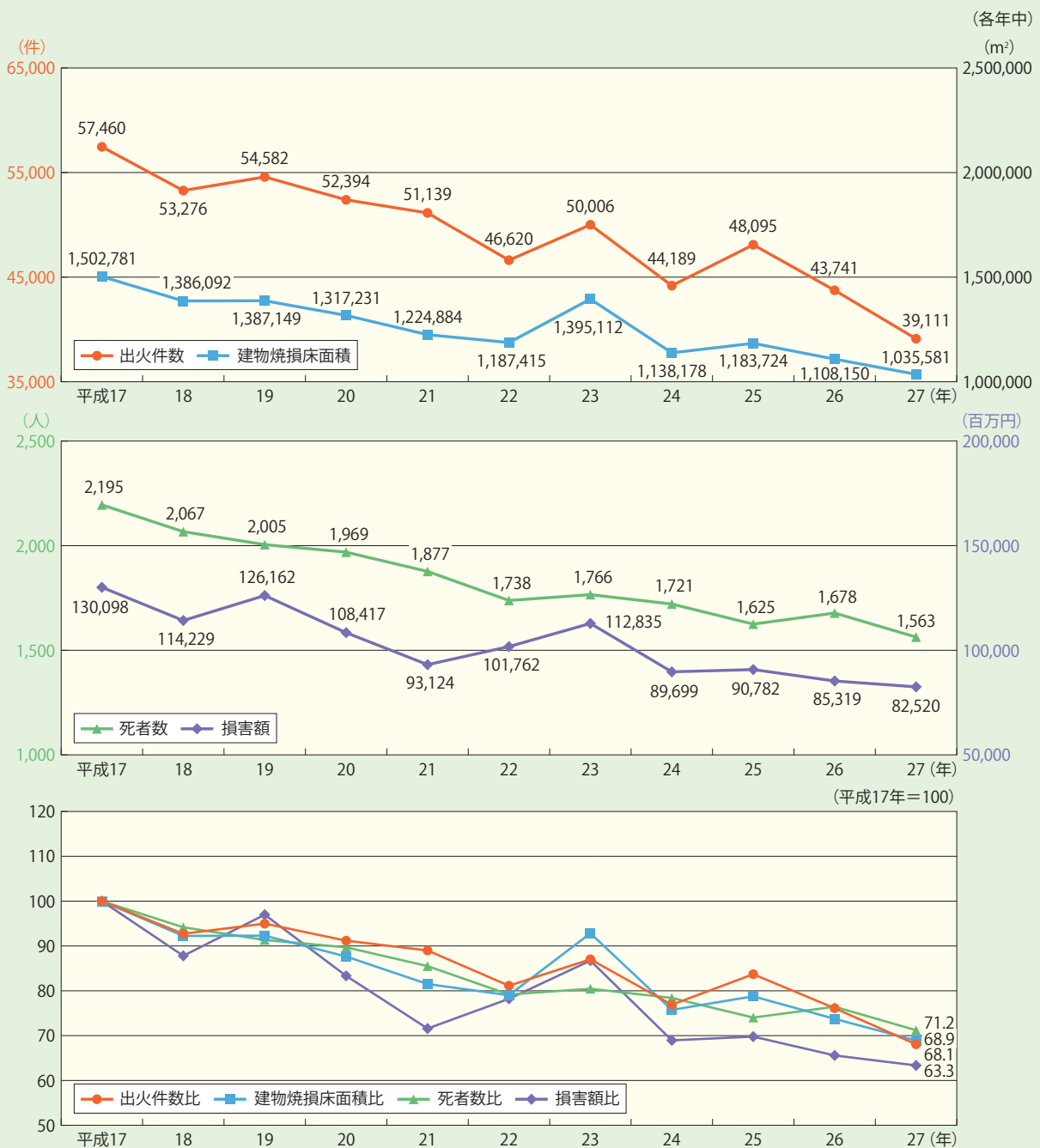
火災予防

火災の現況と最近の動向

この10年間の出火件数をみると、5万7,460件であった平成17年以降おおむね減少傾向となってお

り、平成27年中の出火件数は、3万9,111件と前年に比べ4,630件（10.6%）減少し、10年前（平成17年中の出火件数）の68.1%となっている。また、火災による死者数も、2,195人を記録した平成17年

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
 3 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成17年中の値を100とした比

以降おおむね減少傾向にあり、平成27年中の火災による死者数は、1,563人と前年に比べ115人（6.9%）減少した。また、10年前（平成17年中の

火災による死者数）の71.2%となっている（第1-1-1図、第1-1-1表）。

第1-1-1表 火災の状況

区 分	単位	平成17年	平成26年 (A)	平成27年 (B)	(各年中)	
					増減 (B) - (A) (C)	増減率 (C)/(A) × 100 (%)
出 火 件 数	件	57,460	43,741	39,111	△4,630	△10.6
建 物 火 災		33,049	23,641	22,197	△1,444	△6.1
林 野 火 災		2,215	1,494	1,106	△388	△26.0
車 両 火 災		6,630	4,467	4,188	△279	△6.2
船 舶 火 災		124	86	97	11	12.8
航 空 機 火 災		6	1	7	6	600.0
そ の 他 の 火 災		15,436	14,052	11,516	△2,536	△18.0
焼 損 棟 数	棟	46,188	33,380	31,780	△1,600	△4.8
全 焼		10,602	7,411	7,131	△280	△3.8
半 焼		3,335	2,021	1,834	△187	△9.3
部 分 焼		13,762	9,019	8,538	△481	△5.3
ぼ や		18,489	14,929	14,277	△652	△4.4
建 物 焼 損 床 面 積	m ²	1,502,781	1,108,150	1,035,581	△72,569	△6.5
建 物 焼 損 表 面 積	m ²	155,299	118,684	112,797	△5,887	△5.0
林 野 焼 損 面 積	a	111,585	106,182	53,844	△52,338	△49.3
死 者	人	2,195	1,678	1,563	△115	△6.9
負 傷 者	人	8,850	6,560	6,309	△251	△3.8
り 災 世 帯 数	世帯	29,952	20,788	19,701	△1,087	△5.2
全 損		6,834	4,569	4,416	△153	△3.3
半 損		2,550	1,425	1,439	14	1.0
小 損		20,568	14,794	13,846	△948	△6.4
り 災 人 員	人	76,633	47,726	44,443	△3,283	△6.9
損 害 額	百万円	130,099	85,319	82,520	△2,799	△3.3
建 物 火 災		122,375	77,656	75,754	△1,902	△2.4
林 野 火 災		868	1,369	255	△1,114	△81.4
車 両 火 災		3,628	2,625	2,165	△460	△17.5
船 舶 火 災		364	241	579	338	140.2
航 空 機 火 災		4	0	496	496	—
そ の 他 の 火 災		2,016	2,820	3,079	259	9.2
爆 発		842	608	193	△415	△68.3
出 火 率	件/万人	4.5	3.4	3.1	△0.3	—

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

3 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

4 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

5 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

6 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

7 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

8 「その他の火災」とは、建物火災、車両火災、林野火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

9 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

10 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

11 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

12 △は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

13 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

14 人口は、平成17年については3月31日現在の住民基本台帳、平成26年及び平成27年については各年3月31日現在の消防防災・震災対策現況調査による。

15 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別（建物、車両、林野、船舶、航空機、その他の別）ごとに計上している。以下本節においてことわりのない限り同じ。

16 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。

17 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

1. 出火状況

(1) 1日当たり107件の火災が発生

平成27年中の出火件数3万9,111件を1日当たりで見ると、107件の火災が発生したことになる（第1-1-2表）。

(2) 建物火災が全火災の56.8%で最多

平成27年中の出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の56.8%で最も高い比率を占めている（第1-1-3表）。

(3) 冬季・春季の火災による損害額が多い

平成27年中の出火件数を四季別にみると、火気を使用する機会の多い冬季から春季にかけての出火件数が総出火件数の57.7%となっており、損害額の55.5%を占めている（第1-1-4表）。

(4) 出火率は3.1件/万人

平成27年中の出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で3.1件/万人となっている（第1-1-1表、第1-1-5表）。また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは青森県の4.5件/万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の1.7件/万人

第1-1-2表 1日当たり及び1件当たりの火災の状況

区分		単位	平成17年	平成26年	平成27年
全火災 1日当たり	出火件数	件	157	120	107
	損害額	百万円	356	234	226
	焼損棟数	棟	127	91	87
	建物焼損床面積	m ²	4,117	3,036	2,837
	建物焼損表面積	m ²	425	325	309
	林野焼損面積	a	306	291	148
	り災世帯数	世帯	82	57	54
	り災人員	人	210	131	122
	死者	人	6.0	4.6	4.3
	負傷者	人	24.2	18.0	17.3
建物火災 1日当たり	出火件数	件	91	65	61
全火災 1件当たり	損害額	万円	226	195	211
	損害額	万円	370	328	341
建物火災 1件当たり	建物焼損床面積	m ²	45.5	46.9	46.7
	建物焼損表面積	m ²	4.7	5.0	5.1
	焼損棟数	棟	1.4	1.4	1.4
	り災世帯数	世帯	0.9	0.9	0.9
	り災人員	人	2.3	2.0	2.0
	林野火災 1件当たり	損害額	万円	39	92
	林野焼損面積	a	50	71	49

（備考）「火災報告」により作成

第1-1-3表 出火件数の構成比率

火災種別	平成26年	平成27年
建物火災	54.0	56.8
車両火災	10.2	10.7
林野火災	3.4	2.8
船舶火災	0.2	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	32.1	29.4
合計	100.0	100.0

（備考）「火災報告」により作成

その他の火災の内訳（出火箇所で分類）^{*1}

出火箇所	平成27年	
建物、林野車両船舶・航空機以外のもの ^{*2}	9.7	
道路、空地等	敷地内	22.6
	田畑	16.4
	空地	10.3
	河川敷等	7.7
	道路	6.5
	その他	9.6
出火箇所不明	0.4	
その他	16.9	
合計	100.0	

※1 出火件数の構成比率中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、更に詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

第1-1-4表 四季別出火状況

年 別 季 別	平成26年				平成27年			
	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)
春季（3月～5月）	14,376	32.9	24,742	29.0	12,322	31.5	23,015	27.9
夏季（6月～8月）	8,935	20.4	15,701	18.4	8,237	21.1	21,102	25.6
秋季（9月～11月）	9,041	20.7	20,657	24.2	8,323	21.3	15,588	18.9
冬季（12月～2月）	11,389	26.0	24,218	28.4	10,229	26.2	22,816	27.6
合計	43,741	100.0	85,319	100.0	39,111	100.0	82,520	100.0

（備考）1 「火災報告」により作成

2 冬季の1月及び2月は、当該年のものである。

第1-1-5表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

(各年中)

区分	平成17年	平成27年	増減率 (%)
出火率 (件/万人)	4.5	3.1	—
出火件数 (件)	57,460	39,111	△31.9
建物火災 (件)	33,049	22,197	△32.8
人口 (人)	126,869,397	128,104,801	1.0
世帯数 (世帯)	50,382,081	56,172,381	11.5

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 人口は、平成17年については3月31日現在の住民基本台帳、平成27年については3月31日現在の消防防災・震災対策現況調査による。

で、同県は平成3年(1991年)以降連続して最も出火率が低くなっている(第1-1-6表)。

(5) 火災覚知方法は119番通報、初期消火方法は消火器が最多

平成27年中の消防機関における火災覚知方法についてみると、火災報知専用電話(119番)^{*1}によ

る通報が68.3%と最も多い(第1-1-2図)。また、初期消火の方法についてみると、消火器を使用したものが20.5%と初期消火が行われたもの(25.8%)の中(その他を除く。)で最も高い比率になっている。一方で、初期消火を行わなかったものは36.8%となっている(第1-1-7表)。

2. 火災による死者の状況

(1) 火災による死者の状況

平成27年中の「火災による死者数」は1,563人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者(以下「放火自殺者等」という。)を除いた死者数は1,204人と前年1,262人に比べ58人(4.6%)減少しており、1,546人を記録した平成17年以降減少傾向となっている。また、負傷者数は6,309人と前年(6,560人)に比べ251人(3.8%)減少しており、8,850人を記録した平

第1-1-6表 都道府県別出火率

(平成27年中)

都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)	順位	都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)	順位
2 青森	600	134	4.5	1	26 京都	529	257	2.1	46
3 岩手	479	129	3.7	11	27 大阪	2,233	885	2.5	41
4 宮城	779	232	3.4	18	28 兵庫	1,610	560	2.9	34
5 秋田	373	105	3.6	13	29 奈良	467	139	3.4	19
6 山形	372	113	3.3	20	30 和歌山	294	100	2.9	32
7 福島	660	195	3.4	16	31 鳥取	203	58	3.5	15
8 茨城	1,159	296	3.9	9	32 島根	293	70	4.2	5
9 栃木	778	198	3.9	8	33 岡山	599	193	3.1	26
10 群馬	880	201	4.4	2	34 広島	859	286	3.0	29
11 埼玉	1,988	731	2.7	37	35 山口	422	142	3.0	31
12 千葉	2,005	626	3.2	24	36 徳島	225	77	2.9	33
13 東京	4,477	1,333	3.4	17	37 香川	323	100	3.2	22
14 神奈川	2,064	910	2.3	44	38 愛媛	422	142	3.0	30
15 新潟	578	233	2.5	42	39 高知	297	74	4.0	6
16 富山	188	108	1.7	47	40 福岡	1,395	514	2.7	38
17 石川	240	116	2.1	45	41 佐賀	259	84	3.1	27
18 福井	185	80	2.3	43	42 長崎	394	155	2.5	40
19 山梨	359	85	4.2	4	43 熊本	547	181	3.0	28
20 長野	820	214	3.8	10	44 大分	379	119	3.2	25
21 岐阜	674	208	3.2	21	45 宮崎	481	112	4.3	3
22 静岡	1,080	378	2.9	35	46 鹿児島	670	168	4.0	7
23 愛知	2,022	750	2.7	39	47 沖縄	532	145	3.7	12
24 三重	604	188	3.2	23	合計	39,111	12,810	3.1	

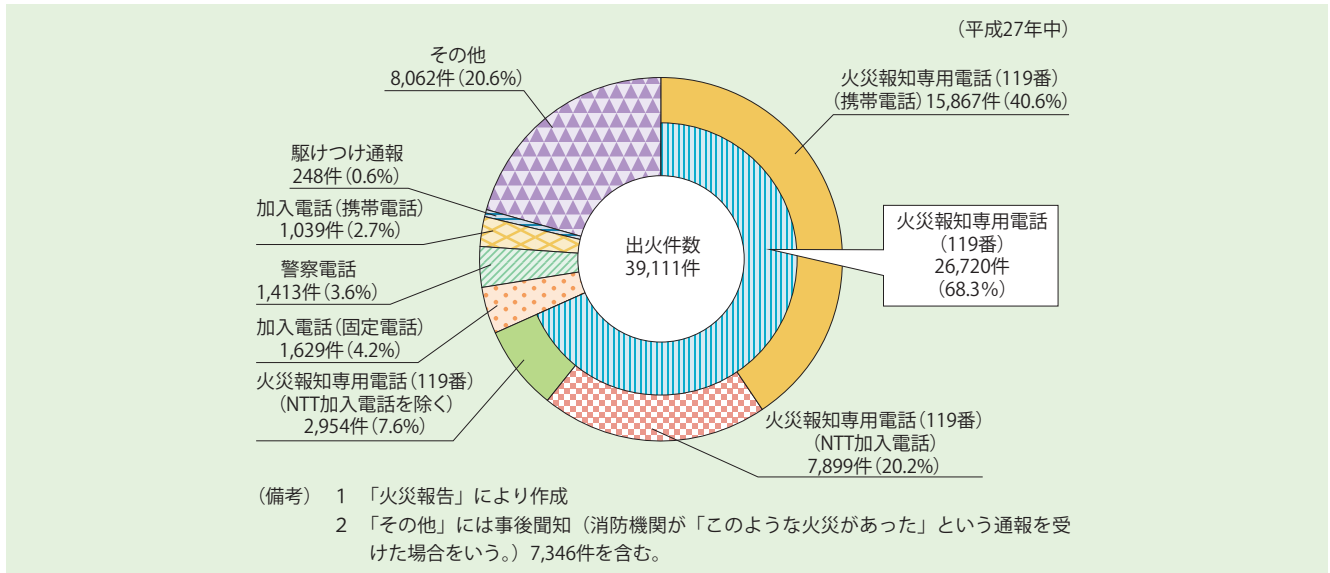
(備考) 1 「火災報告」により作成

2 順位は出火率が高い都道府県から順に、1位、2位……47位としている。

3 人口は、平成27年3月31日現在の消防防災・震災対策現況調査による。

* 1 「火災報知専用電話」とは、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数



第1-1-7表 初期消火における消防用設備等の使用状況

	簡易消火器具		消火器		屋内消火栓設備		固定消火設備		その他		初期消火なし		合計	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
平成17年	3,852	6.7	12,677	22.1	100	0.3	624	1.0	19,007	33.1	21,300	37.1	57,460	100.0
平成27年	1,688	4.3	8,000	20.5	100	0.3	318	0.8	14,615	37.4	14,390	36.8	39,111	100.0

- (備考) 1 「火災報告」により作成
2 「消防用設備等」とは、消火、避難、その他の消防の活動のための設備等(消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知器設備、避難器具、誘導灯等)をいう。
3 「簡易消火器具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂等をいう。
4 「固定消火設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備等をいう。(屋内消火栓設備については、別枠を設けているため除く。)
5 「その他」とは、「水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた」、「寝具、衣類等をかけた」等をいう。

成17年以降減少傾向となっている(第1-1-3図)。

ア 1日当たりの火災による死者数は4.3人

平成27年中の1日当たりの火災による死者数は4.3人となっている(第1-1-2表)。

イ 火災による死者数は、人口10万人当たり1.2人

火災による死者の状況を都道府県別にみると、東京都が99人で最も多く、次いで神奈川県が90人、千葉県が87人となっている。一方、死者が最も少ないのは、佐賀県で5人となっている。

人口10万人当たりの火災による死者数で比較すると、最も多いのは秋田県が3.8人、最も少ないのは沖縄県が0.6人となっている。また、全国平均では1.2人となっている(第1-1-8表)。

ウ 火災による死者は1月から3月に多く発生

平成27年中の火災による死者発生状況を月別に

みると、火気を使用する機会が多い1月から3月までの平均は月に191.7人(年間の月平均は130.3人)に上っており、この3か月間に年間の火災による死者数の36.8%に当たる575人の死者が発生している(第1-1-4図、附属資料13)。

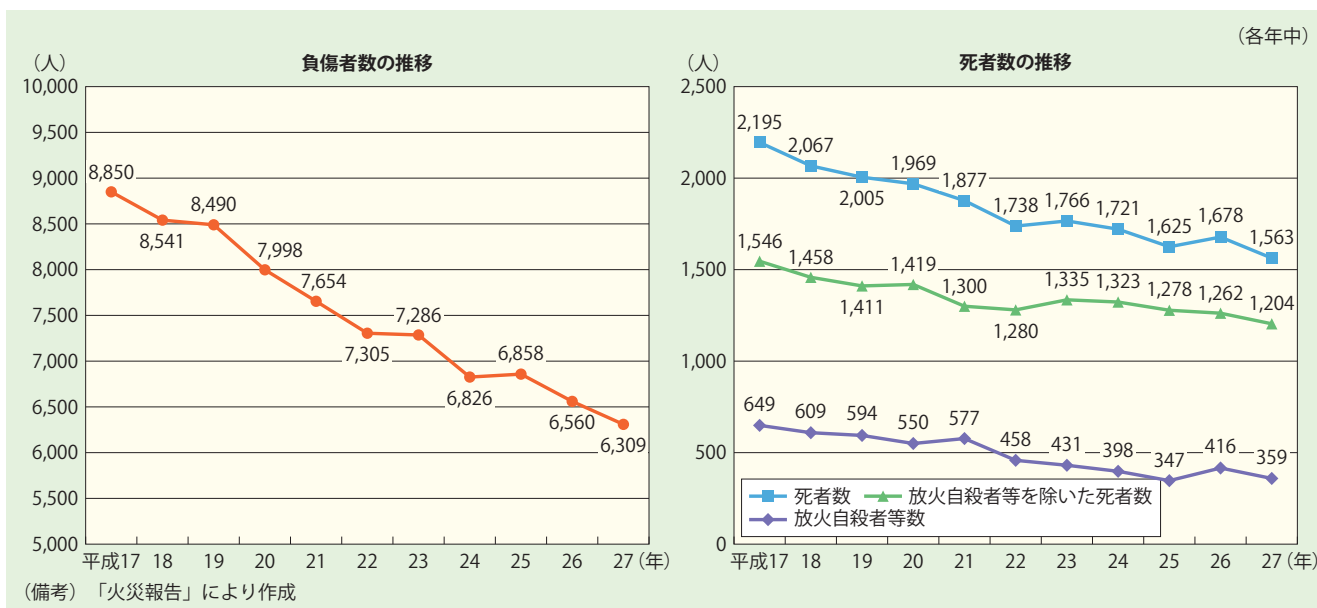
エ 23時から翌朝5時までの時間帯の火災で多くの死者が発生

平成27年中の火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、23時から翌朝5時までの時間帯で多くなっており、同時間帯の火災100件当たりの死者数の平均は7.9人と、全時間帯の平均4.0人の約2倍となっている(第1-1-5図、附属資料14)。

オ 死因は一酸化炭素中毒・窒息、次いで火傷が多い

平成27年中の火災による死因は、一酸化炭素中毒・窒息が501人(32.1%)と最も多く、次いで火傷が487人(31.2%)となっている(第1-1-9表)。

第1-1-3図 火災による死傷者数の推移



第1-1-8表 都道府県別の火災による死者の状況

(平成27年中)

都道府県	死者数		10万人当たり死者数		都道府県	死者数		10万人当たり死者数	
	(人)	順位	(人)	順位		(人)	順位	(人)	順位
1 北海道	68	7	1.3	27	25 滋賀	10	40	0.7	44
2 青森	35	17	2.6	3	26 京都	18	31	0.7	45
3 岩手	41	13	3.2	2	27 大阪	78	4	0.9	41
4 宮城	28	23	1.2	29	28 兵庫	62	8	1.1	33
5 秋田	40	15	3.8	1	29 奈良	16	33	1.2	30
6 山形	15	35	1.3	22	30 和歌山	13	39	1.3	23
7 福島	41	13	2.1	6	31 鳥取	7	46	1.2	28
8 茨城	48	10	1.6	13	32 島根	8	44	1.1	31
9 栃木	43	11	2.2	4	33 岡山	31	20	1.6	14
10 群馬	35	17	1.7	9	34 広島	43	11	1.5	15
11 埼玉	75	5	1.0	37	35 山口	20	27	1.4	17
12 千葉	87	3	1.4	20	36 徳島	10	40	1.3	24
13 東京	99	1	0.7	43	37 香川	14	37	1.4	18
14 神奈川	90	2	1.0	39	38 愛媛	24	25	1.7	11
15 新潟	31	20	1.3	21	39 高知	16	33	2.2	5
16 富山	14	37	1.3	25	40 福岡	54	9	1.1	36
17 石川	9	42	0.8	42	41 佐賀	5	47	0.6	46
18 福井	9	42	1.1	32	42 長崎	23	26	1.5	16
19 山梨	15	35	1.8	8	43 熊本	17	32	0.9	40
20 長野	27	24	1.3	26	44 大分	20	27	1.7	12
21 岐阜	29	22	1.4	19	45 宮崎	19	30	1.7	10
22 静岡	40	15	1.1	35	46 鹿児島	33	19	2.0	7
23 愛知	75	5	1.0	38	47 沖縄	8	44	0.6	47
24 三重	20	27	1.1	34	合計/平均	1,563		1.2	

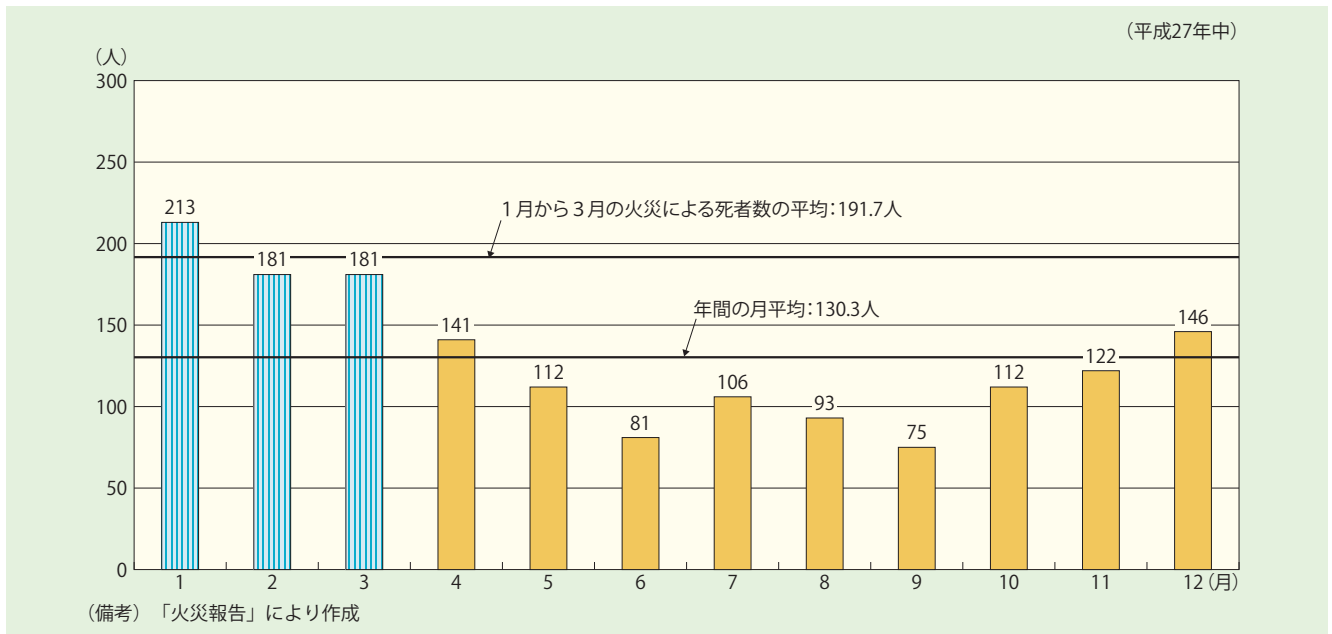
(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「順位」は、死者数及び10万人当たり死者数が多い都道府県から順に、1位、2位、……47位としている。
 3 人口は、平成27年3月31日時点の消防防災・震災対策現況調査による。

カ 逃げ遅れによる死者が49.1%

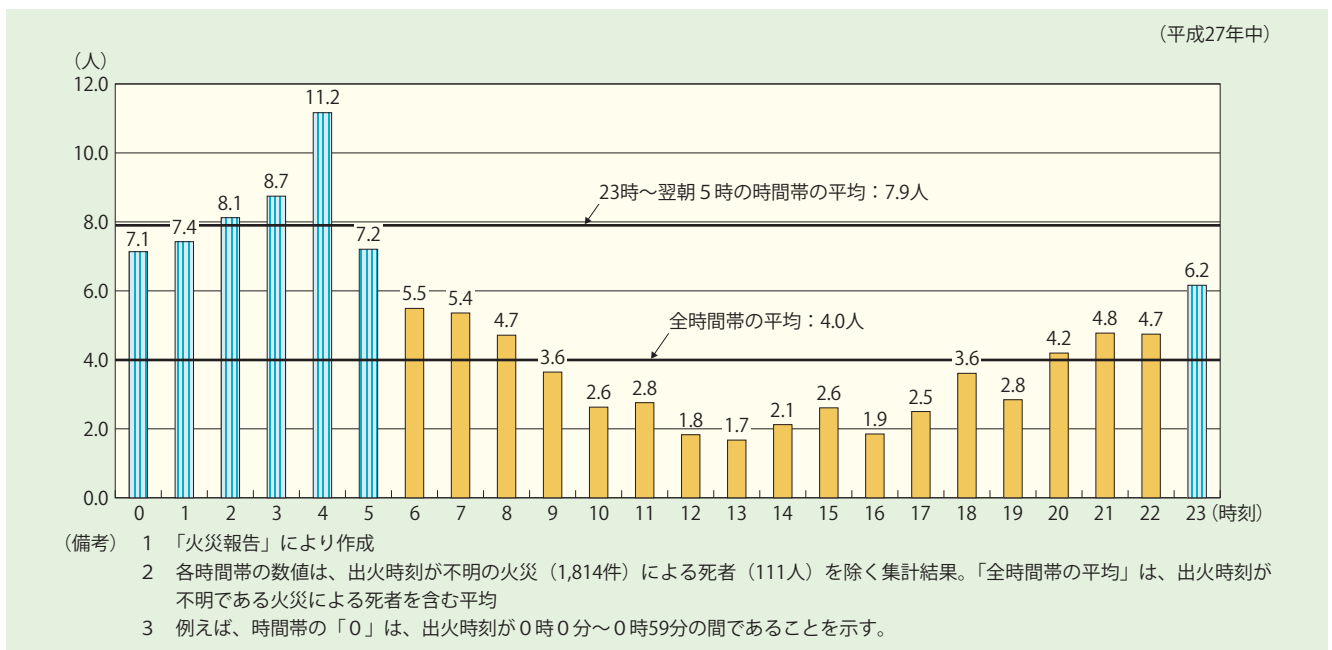
死亡に至った経過をみると、平成27年中の火災による死者数（放火自殺者等を除く。）1,204人のうち、逃げ遅れが591人で49.1%を占めている。そ

の中でも「避難行動を起こしているが逃げ切れなかったと思われるもの。（一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により、病院等で死亡した場合を含む。）」が212人と最も多く、全体の17.6%を

第1-1-4図 月別の火災による死者発生状況



第1-1-5図 時間帯別火災100件当たりの死者発生状況



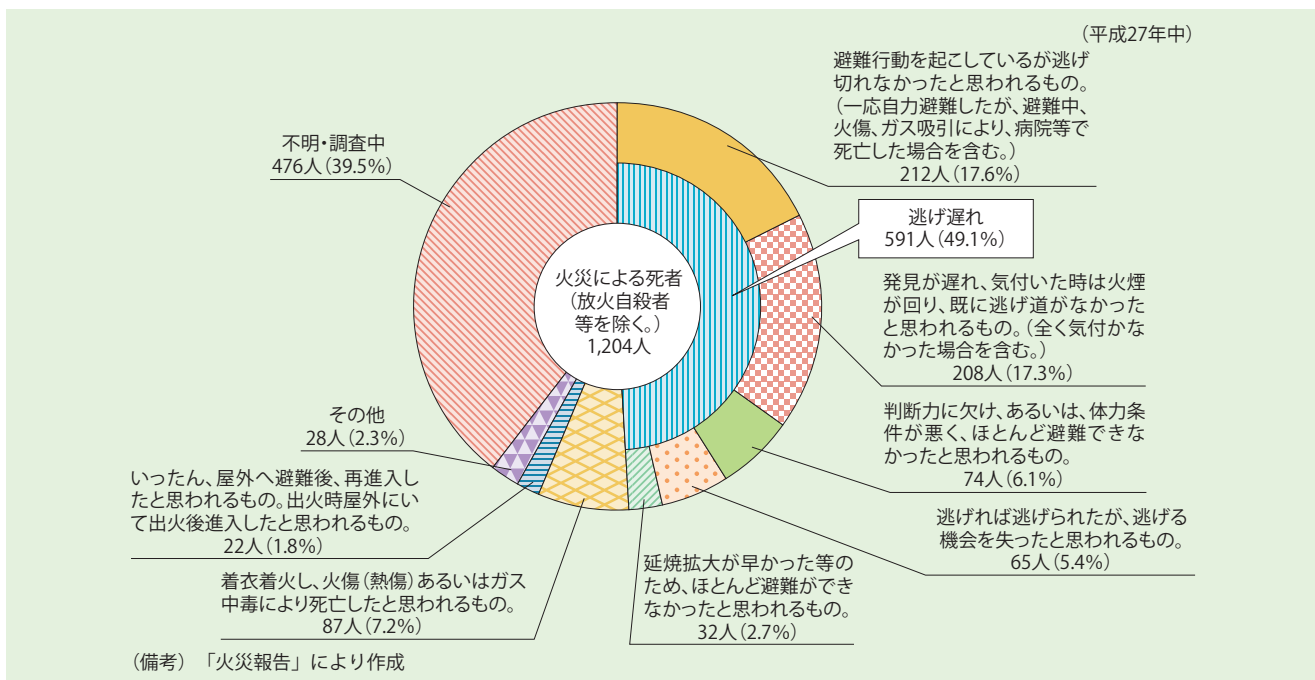
第1-1-9表 火災による死因別死者発生状況の推移

(各年中)
(人、%)

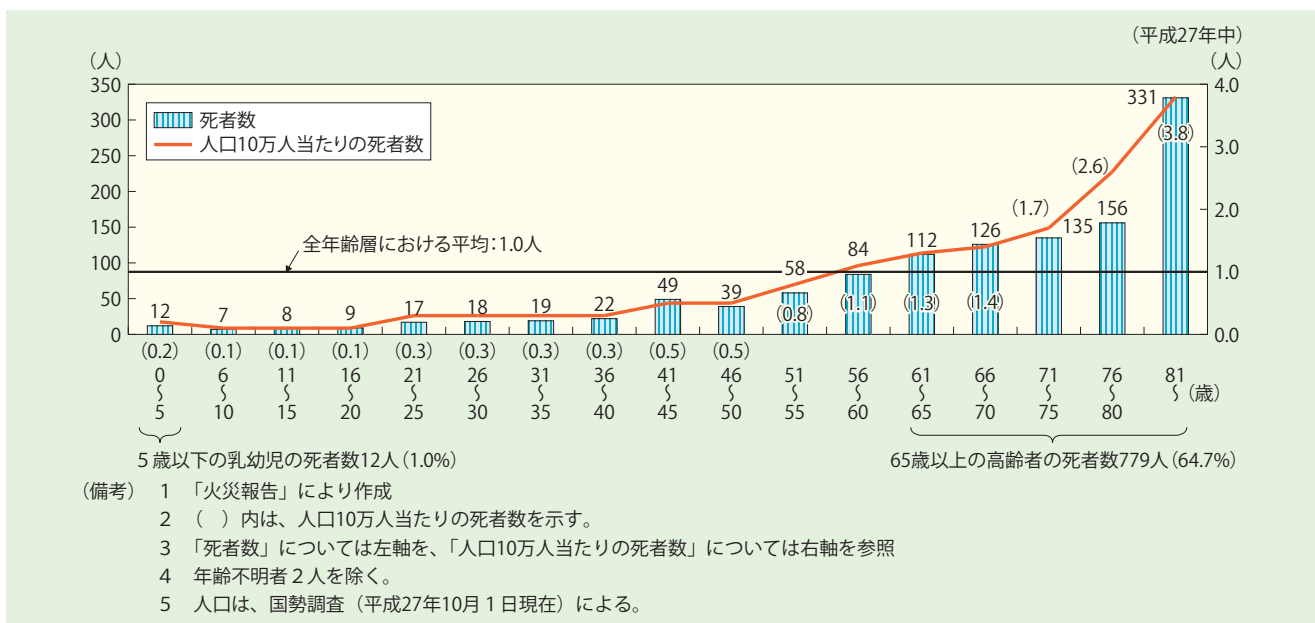
年別	区分	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	自殺	その他	不明	総計
平成23年		563 (31.9)	544 (30.8)	5 (0.3)	418 (23.7)	60 (3.4)	176 (10.0)	1,766 (100.0)
平成24年		535 (31.1)	581 (33.8)	4 (0.2)	387 (22.5)	67 (3.9)	147 (8.5)	1,721 (100.0)
平成25年		493 (30.3)	573 (35.3)	2 (0.1)	337 (20.7)	65 (4.0)	155 (9.5)	1,625 (100.0)
平成26年		473 (28.2)	596 (35.5)	10 (0.6)	409 (24.4)	47 (2.8)	143 (8.5)	1,678 (100.0)
平成27年		501 (32.1)	487 (31.2)	3 (0.2)	349 (22.3)	76 (4.9)	147 (9.4)	1,563 (100.0)

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 () 内は構成比を示す。

第1-1-6図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



第1-1-7図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



占めている（第1-1-6図、附属資料15）。

3.8人と、全年齢層における平均1.0人の3.8倍となっている。

キ 高齢者の死者が779人で64.7%

火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別にみると、65歳以上の高齢者が779人で64.7%を占めており、特に81歳以上が331人（27.5%）と多くなっている（第1-1-7図、附属資料16）。

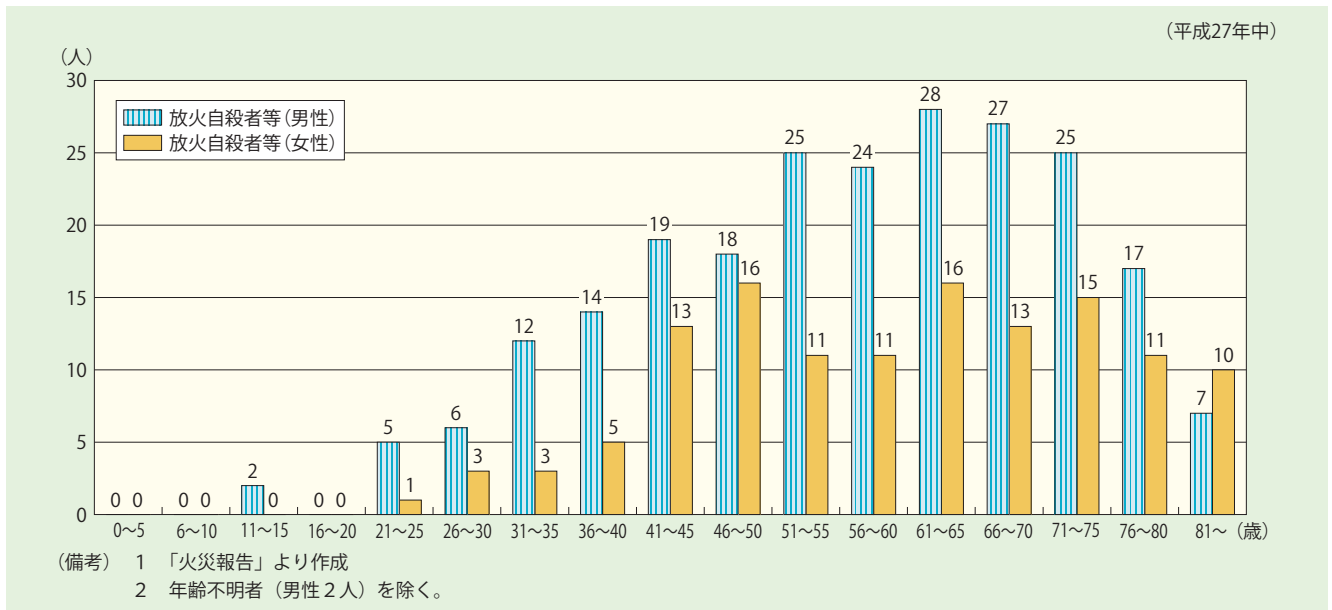
また、年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では

ク 放火自殺者等は、火災による死者の23.0%

平成27年中の放火自殺者等は359人となっており、これは、火災による死者の総数（1,563人）の23.0%（前年24.8%）を占めている（第1-1-3図）。

また、年齢別・性別にみると、特に男性の61歳～65歳の階層が28人と最も多く、次いで66歳～70歳の階層が27人となっている（第1-1-8図、附属資

第1-1-8図 年齢別・性別放火自殺者等発生状況



料16)。

(2) 建物火災による死者の状況

ア 建物火災による死者は、死者総数の78.1%で最多

平成27年中の建物火災による死者数は1,220人で、火災による死者の78.1%を占めている。

また、建物火災による負傷者は5,400人で、火災による負傷者の85.6%を占めており、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している (第1-1-10表)。

イ 建物火災のうち、全焼による死者は734人で最多

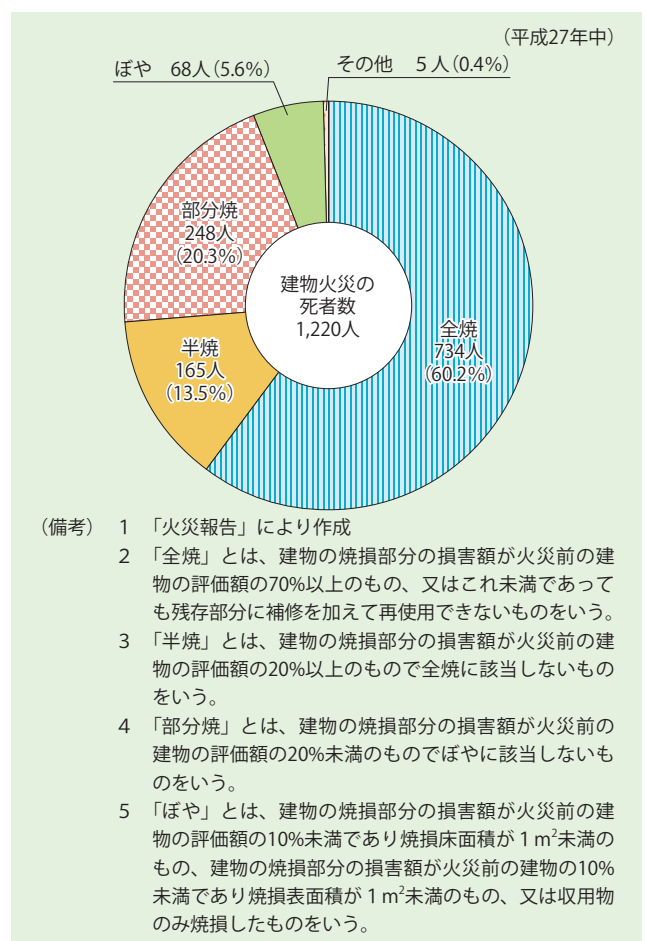
平成27年中の建物火災による死者1,220人について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が734人で60.2%を占めている (第1-1-9図、附属資料18)。

ウ 建物火災による死者の83.6%が住宅で発生

平成27年中の建物火災による死者1,220人について、建物用途別の発生状況をみると、住宅 (一般住宅、共同住宅及び併用住宅をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。) での死者が1,020人で、建物火災による死者の83.6%を占めている (第1-1-10図、附属資料22)。

また、死因別では一酸化炭素中毒・窒息による死者が487人 (39.9%) で最も多く、次いで、火傷が412人 (33.8%) となっている (第1-1-11図、附属

第1-1-9図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況



資料19)。

第1-1-10表 火災による死傷者の発生状況

(各年中)

火災種別	死者				負傷者			
	平成26年		平成27年		平成26年		平成27年	
	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比
建物火災	1,269	75.6%	1,220	78.1%	5,508	84.0%	5,400	85.6%
車両火災	109	6.5%	110	7.0%	253	3.9%	275	4.4%
林野火災	17	1.0%	8	0.5%	90	1.4%	67	1.1%
船舶火災	6	0.4%	5	0.3%	21	0.3%	20	0.3%
航空機火災	0	0.0%	5	0.3%	0	0.0%	6	0.1%
その他の火災	277	16.5%	215	13.8%	688	10.5%	541	8.6%
合計	1,678	100.0%	1,563	100.0%	6,560	100.0%	6,309	100.0%

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種以上にわたった場合は、死者が発生した方の火災種別(建物火災、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災の別)で計上

その他の火災の内訳(出火箇所)^{※1}

死者

出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野車両船舶・航空機以外のもの ^{※2}	6	2.8%	
道路、空地等	敷地内	79	36.7%
	田畑	35	16.3%
	道路	20	9.3%
	河川敷等	20	9.3%
	空地	18	8.4%
	その他	30	14.0%
出火箇所不明	1	0.5%	
その他	6	2.8%	
合計	215	100%	

※1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、更に詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

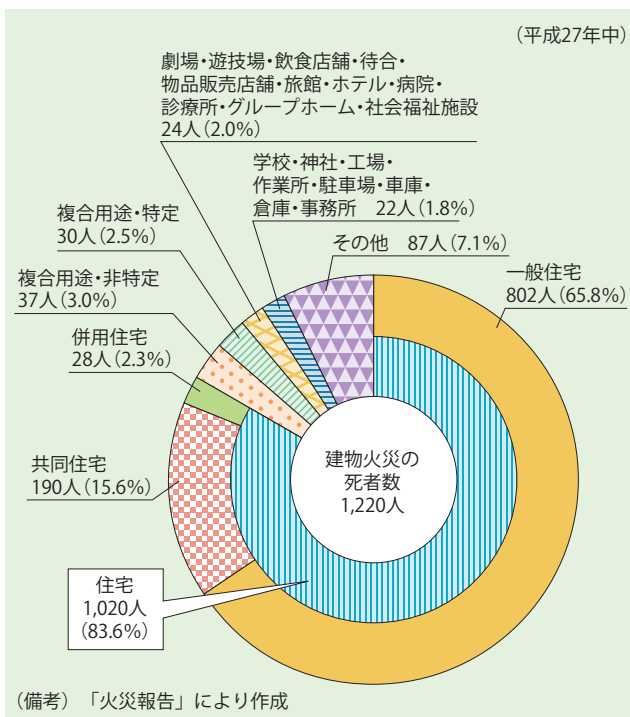
負傷者

出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野車両船舶・航空機以外のもの ^{※2}	35	6.5%	
道路、空地等	敷地内	177	32.7%
	田畑	120	22.2%
	道路	44	8.1%
	空地	33	6.1%
	河川敷等	26	4.8%
	その他	80	14.8%
出火箇所不明	8	1.5%	
その他	18	3.3%	
合計	541	100%	

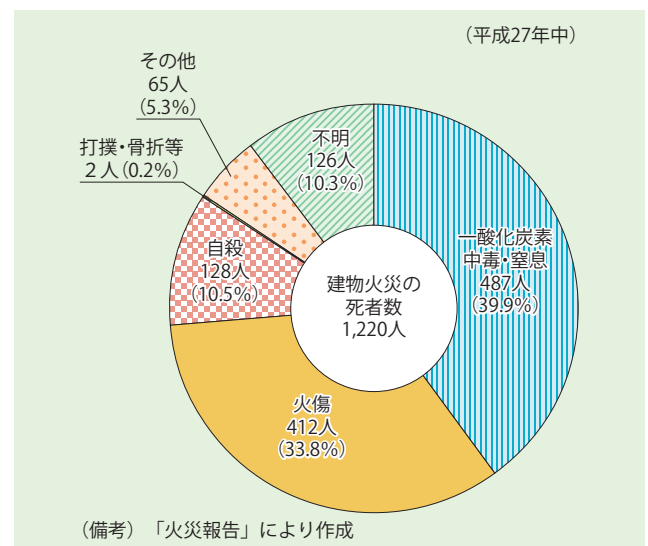
※1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、更に詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

第1-1-10図 建物用途別の死者発生状況



第1-1-11図 建物火災の死因別死者発生状況



(3) 住宅火災による死者の状況

ア 住宅用火災警報器の普及とともに住宅火災の死者は減少

平成16年の消防法改正により設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置率は、平成28年6月1日時点で全国で81.2%となっている(第1-1-26表)。

こうした中、平成27年中の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)は914人と、前年(1,006人)と比較して92人(9.1%)減少し、1,220人を記録した平成17年と比較すると306人(25.1%)の減少となっている。

また、65歳以上の高齢者は611人で、前年と比較し88人(12.6%)減少したものの、住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)の66.8%を占めている(第1-1-12図)。

イ 死者発生数は高齢者層で著しく高い

平成27年中の住宅火災による年齢階層別の人口10万人当たりの死者発生数(放火自殺者等を除く。)は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では3.1人と、全年齢階層における平均0.7人の約4.4倍となっている(第1-1-13図)。

ウ たばこを発火源とした火災による死者が13.7%で最多

平成27年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を発火源別(不明を除く。)にみると、たばこによるものが125人(13.7%)で最も多く、次いでストーブ89人(9.7%)、電気器具59人(6.5%)となっている(第1-1-14図)。

エ 寝具類に着火した火災での死者が多い

平成27年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を着火物(発火源から最初に着火した物)別(不明を除く。)にみると、寝具類に着火した火災による死者が104人(11.4%)と最も多く、次いで衣類72人(7.9%)、屑類43人(4.7%)となっている(第1-1-15図)。

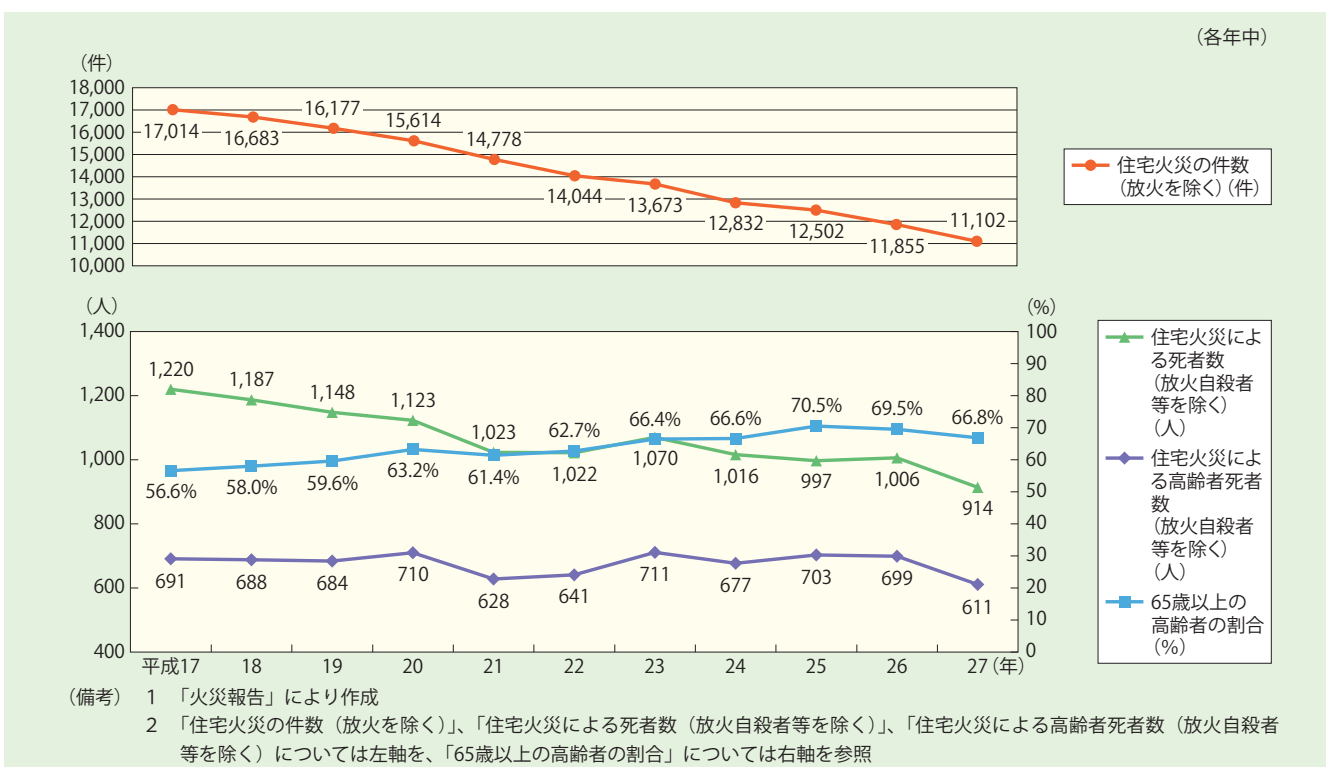
オ 2時から6時までの時間帯で多くの死者が発生

平成27年中の住宅火災の死者(放火自殺者等を除く。)を時間帯別にみると、2時から6時までの時間帯の平均は103人と全時間帯の平均76.2人の約1.4倍となっている(第1-1-16図、附属資料20)。

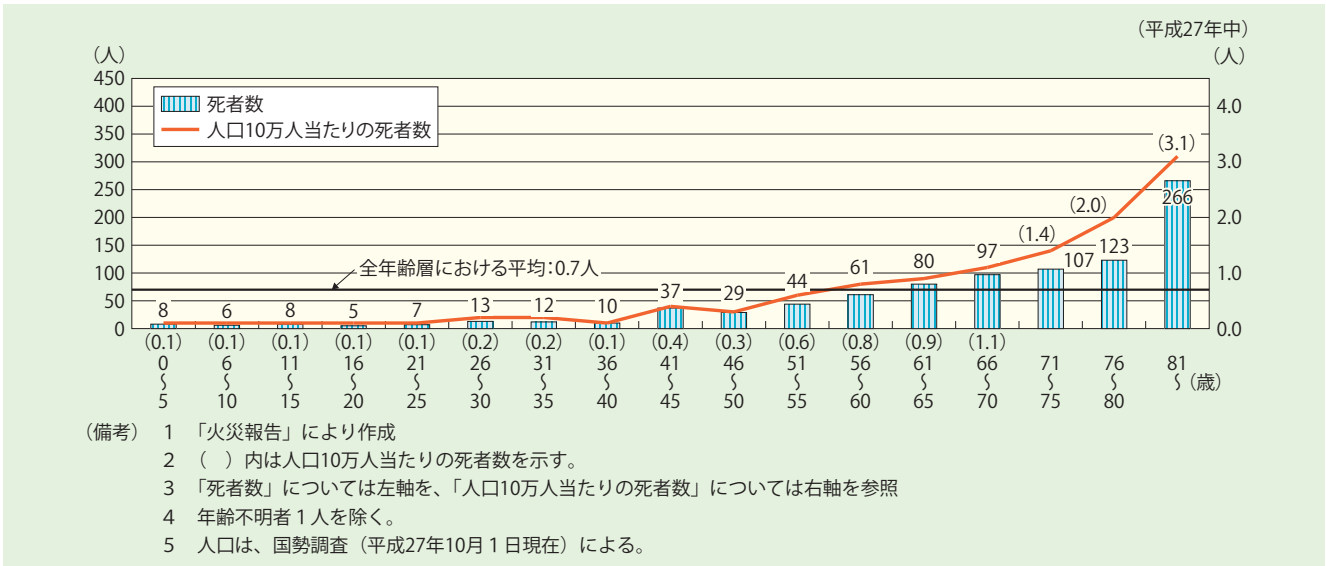
カ 逃げ遅れによる死者が52.2%で最多

平成27年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を死に至った経過の発生状況別にみる

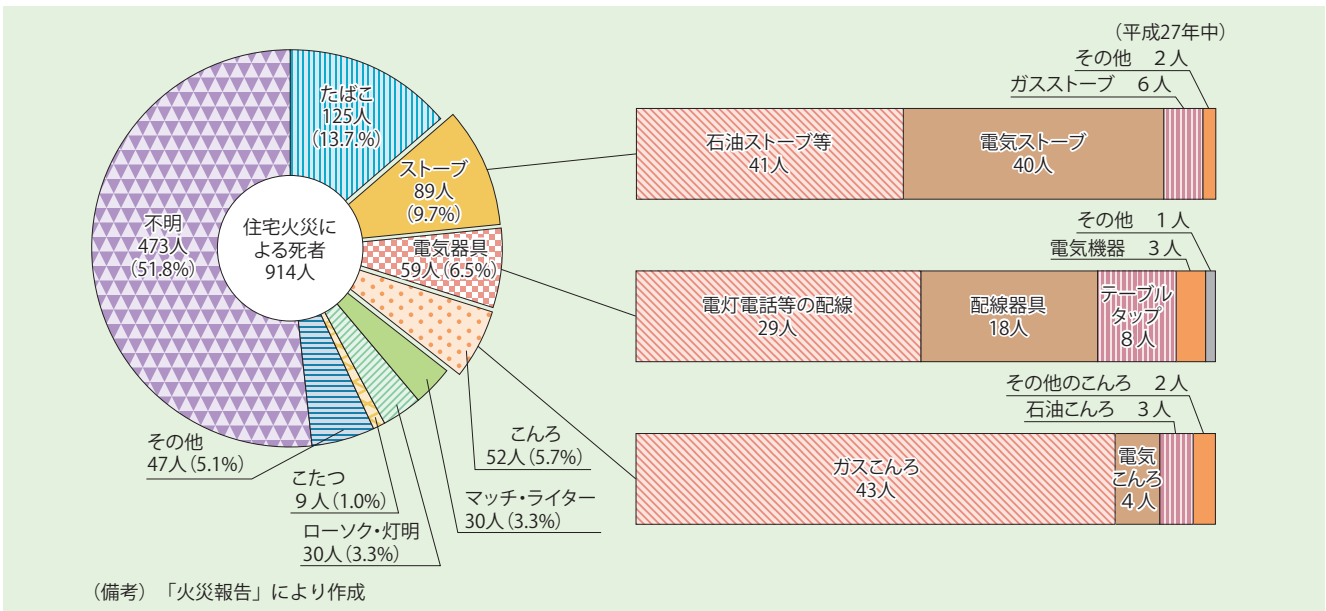
第1-1-12図 住宅火災の件数及び死者の推移(放火自殺者等を除く。)



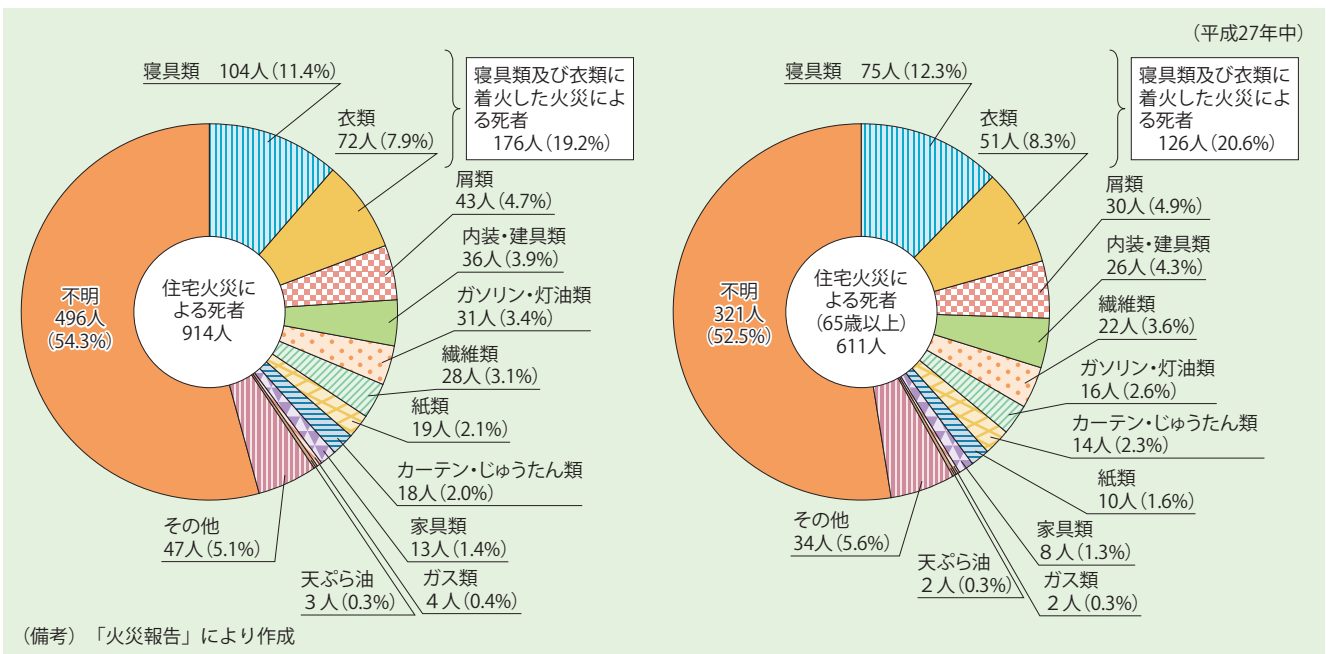
第1-1-13図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



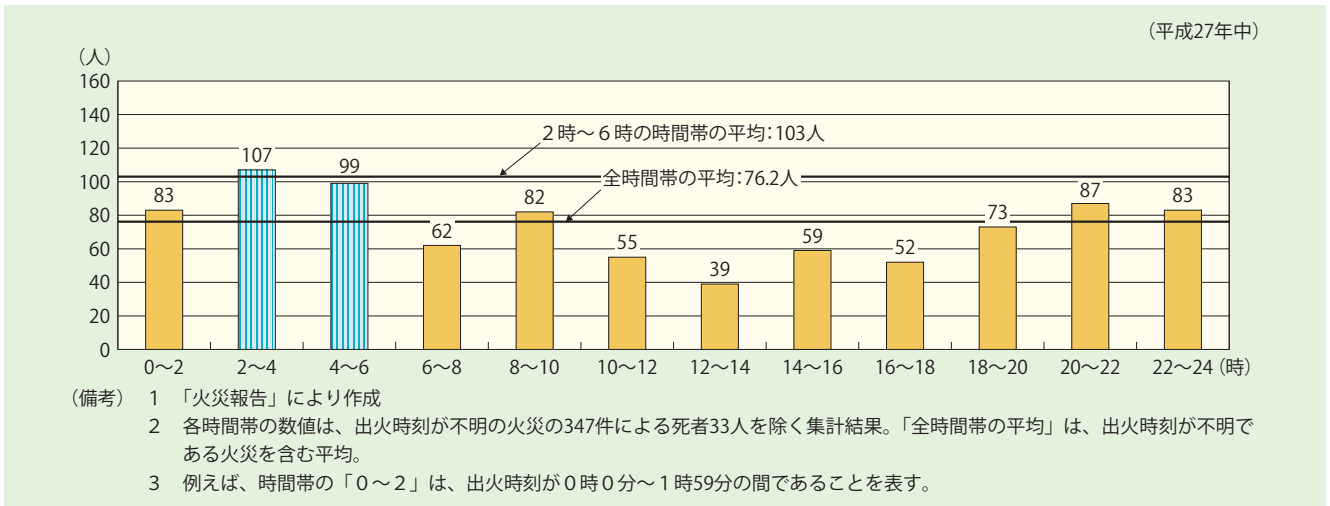
第1-1-14図 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）



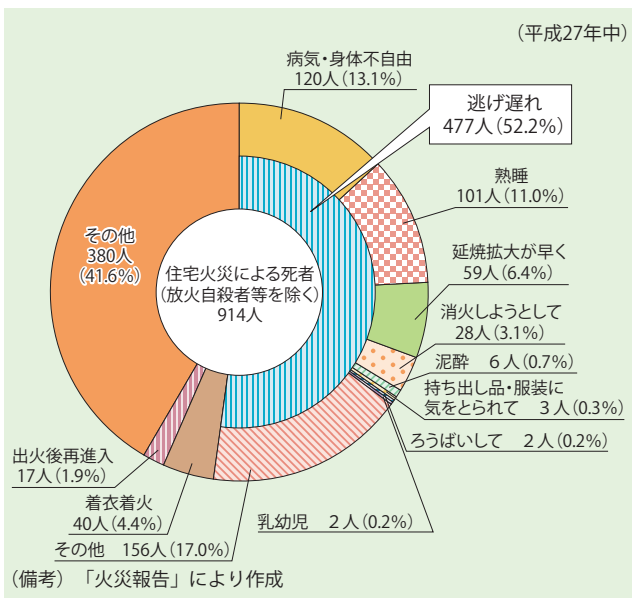
第1-1-15図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）



第1-1-16図 時間帯別住宅火災の死者（放火自殺者等を除く。）発生状況



第1-1-17図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



と、逃げ遅れが477人（52.2%）と最も多くなっている（第1-1-17図）。

3. 火災による損害額

消防本部（消防本部を設置していない場合は市町村）は、火災原因の調査に併せて火災による損害についても調査を行っており、その調査結果から、損害額を算定している。

火災による損害額は、3,080億円であった平成7年（1995年）以降おおむね減少傾向となっており、平成27年中の損害額は825億円で、前年（853億円）に比べ28億円（3.3%）減少した。また、火災1件当たりでは、211.0万円となっており、前年（195.1万円）に比べ15.9万円（8.1%）増加している（第

1-1-18図）。

これを出火原因別で見ると、ストーブによる損害額が4,449百万円と最も多く、次いでたばこ3,981百万円、電灯電話等の配線3,820百万円となっている（第1-1-19図）。

火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の91.8%を占めている（第1-1-1表）。

4. 出火原因

平成27年中の出火件数3万9,111件のうち、失火による火災は2万6,729件（全体の68.3%）であり、その多くは火気の取扱いの不注意や不始末から発生している（第1-1-20図）。

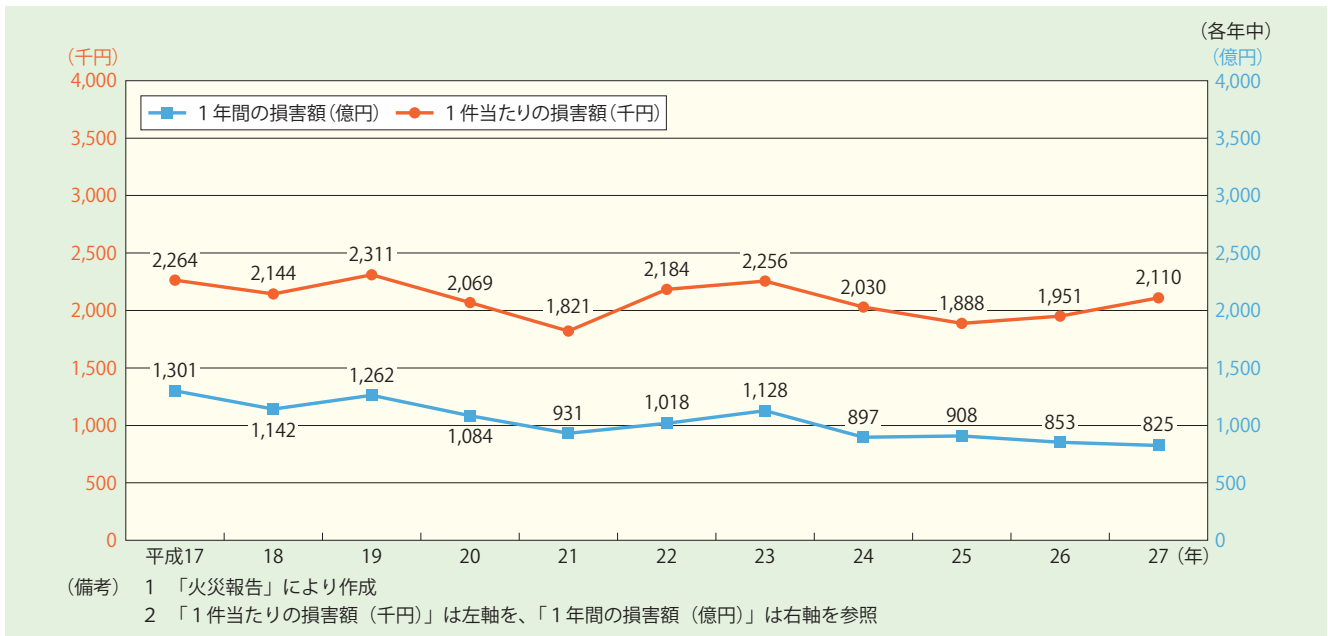
また、出火原因別にみると、放火が4,033件と最も多く、次いでたばこが3,638件、こんろが3,497件となっている（第1-1-21図）。

（1）「放火」による火災が19年連続して出火原因の第1位

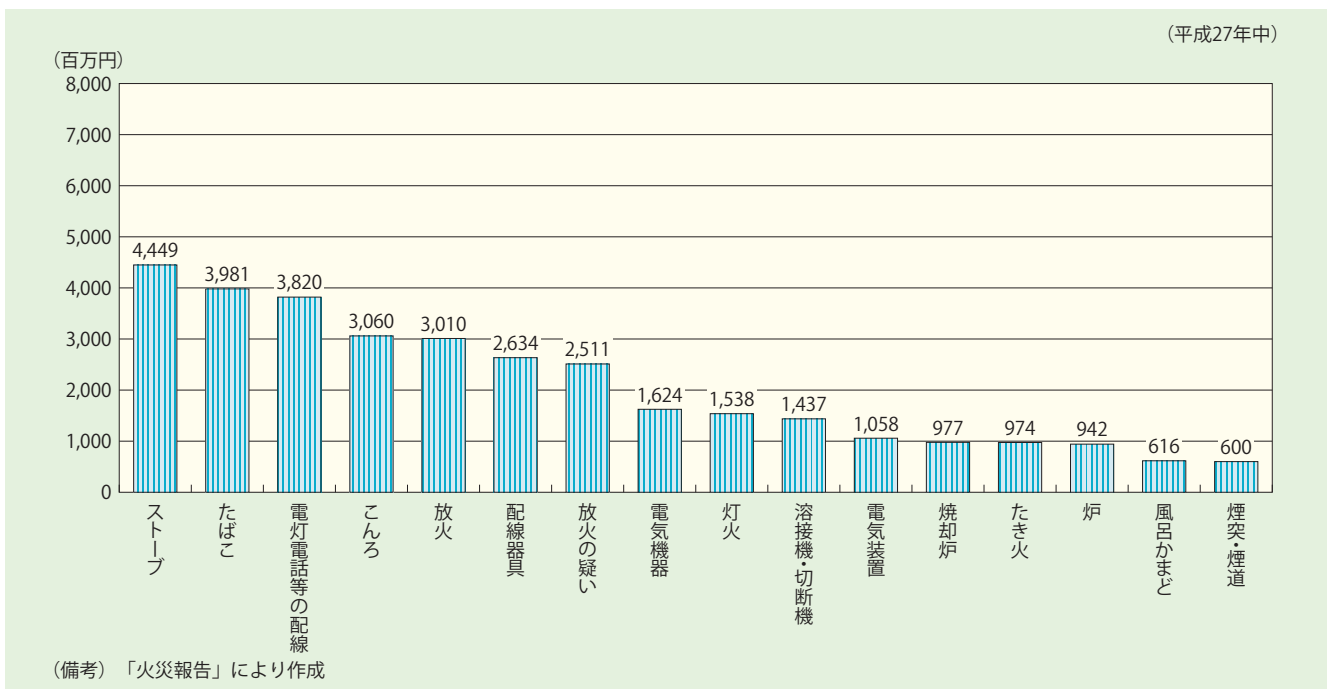
放火による出火件数は、平成17年以降おおむね減少傾向が続いており、平成27年中の放火による出火件数は4,033件と前年（4,884件）に比べ851件（17.4%）減少しているものの、全火災（3万9,111件）の10.3%を占め、19年連続して出火原因の第1位となっている。これに放火の疑いを加えると6,502件（全火災の16.6%、対前年比19.1%減）となっている（第1-1-11表、第1-1-21図、第1-1-22図）。

放火による損害額は30億980万円で、これに放火の疑いを加えた損害額は55億2,036万円となっている（第1-1-11表）。

第1-1-18図 火災による損害額の推移



第1-1-19図 主な出火原因別の火災による損害額



次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると、ライターによるものが1,923件(全体の29.6%)と最も多くなっている(第1-1-11表)。

また、放火及び放火の疑いによる火災1件当たりの損害額を時間帯別にみると、0時～2時の時間帯で損害額が多くなっている(第1-1-23図、附属資料21)。

(2) 「たばこ」による火災の60.7%は不適当な場所への放置によるもの

平成27年中のたばこによる火災は3,638件で、全

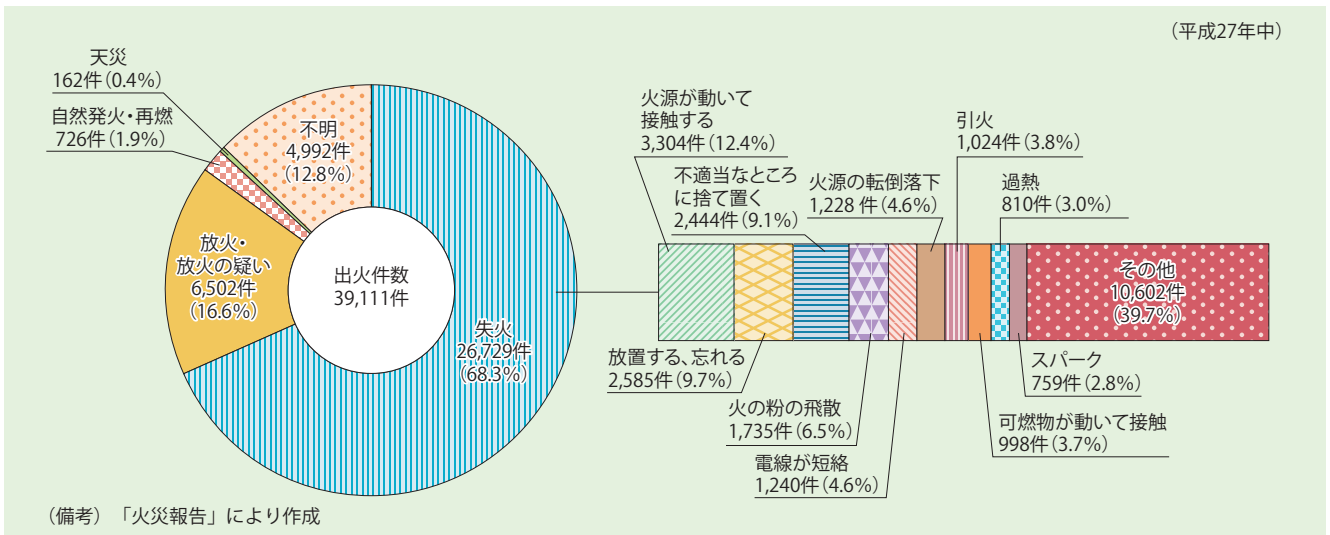
火災(3万9,111件)の9.3%を占めている(第1-1-12表、第1-1-21図)。

たばこによる火災の主な経過別出火状況を見ると、不適当な場所への放置によるものが2,210件(60.7%)と半数以上を占めている。また、たばこが原因の火災による損害額は、39億8,137万円となっている(第1-1-12表、第1-1-19図)。

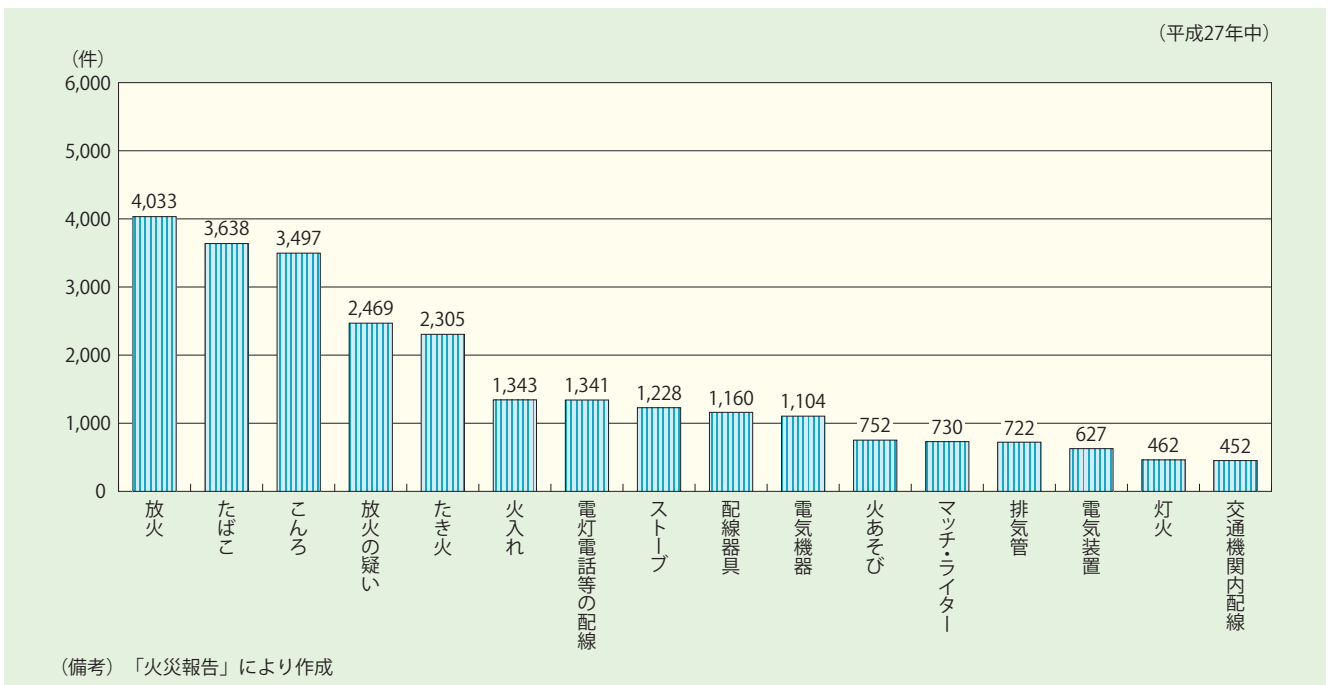
(3) 「こんろ」による火災の51.3%は消し忘れによるもの

平成27年中のこんろによる火災は3,497件で、全

第1-1-20図 失火による出火件数



第1-1-21図 主な出火原因別の出火件数



第1-1-11表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(各年中)

区分	単位	放火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
		平成26年	平成27年	増減数	平成26年	平成27年	増減数	平成26年	平成27年	増減数
出火件数	件	4,884	4,033	△851	3,154	2,469	△685	8,038	6,502	△1,536
建物火災		2,021	1,848	△173	1,136	1,003	△133	3,157	2,851	△306
車両火災		368	305	△63	189	161	△28	557	466	△91
林野火災		36	30	△6	134	70	△64	170	100	△70
船舶火災		0	2	2	1	2	1	1	4	3
航空機火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災		2,459	1,848	△611	1,694	1,233	△461	4,153	3,081	△1,072
主な発火源別出火件数	件									
ライターによるもの		1,669	1,412	△257	614	511	△103	2,283	1,923	△360
マッチによるもの		263	247	△16	63	41	△22	326	288	△38
その他のたばことマッチ		184	244	60	237	193	△44	421	437	16
建物焼損床面積	m ²	39,260	35,359	△3,901	39,312	34,491	△4,821	78,572	69,850	△8,722
建物焼損表面積	m ²	6,617	5,634	△983	4,184	3,998	△186	10,801	9,632	△1,169
林野焼損面積	a	268	351	83	1,378	544	△834	1,646	895	△751
損害額	万円	344,290	300,980	△43,310	242,849	251,056	8,206	587,139	552,036	△35,103

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

第1-1-12表 たばこによる火災の損害状況

(各年中)

区 分	単位	たばこ		
		平成26年	平成27年	増減数
出 火 件 数	件	4,088	3,638	△450
建 物 火 災		2,368	2,200	△168
車 両 火 災		174	143	△31
林 野 火 災		96	70	△26
船 舶 火 災		3	2	△1
航 空 機 火 災		0	0	0
そ の 他 の 火 災		1,447	1,223	△224
主な経過別出火件数	件			
不適當な場所への放置		2,450	2,210	△240
火源の転倒・落下		778	667	△111
消したものが再燃		162	159	△3
建物焼損床面積	m ²	54,460	50,758	△3,702
建物焼損表面積	m ²	7,249	9,490	2,241
林野焼損面積	a	5,070	574	△4,496
損 害 額	万円	453,426	398,137	△55,289

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-13表 こんろによる火災の損害状況

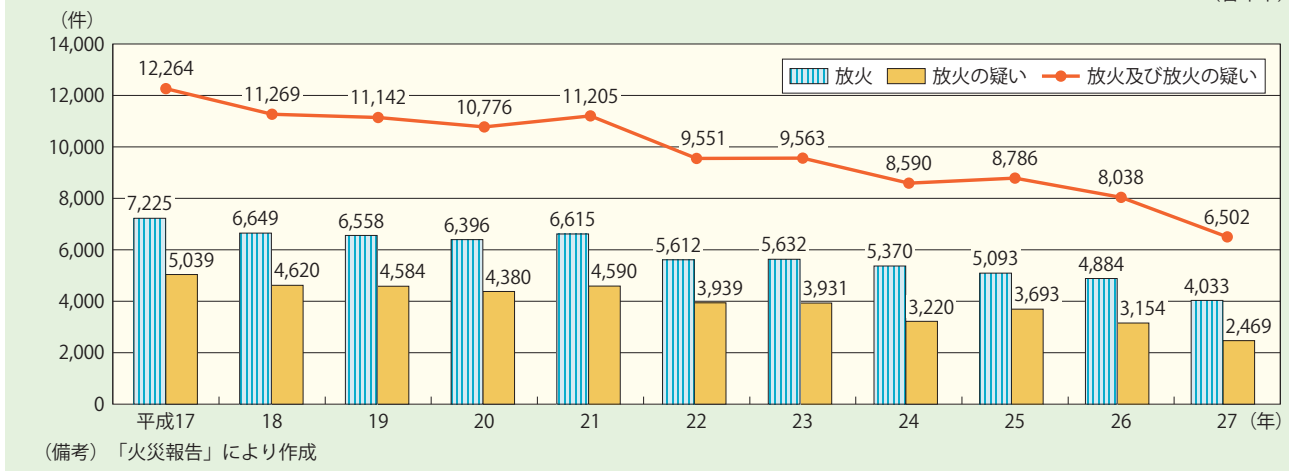
(各年中)

区 分	単位	こんろ		
		平成26年	平成27年	増減数
出 火 件 数	件	3,484	3,497	13
建 物 火 災		3,431	3,421	△10
車 両 火 災		28	34	6
林 野 火 災		1	1	0
船 舶 火 災		0	1	1
航 空 機 火 災		0	0	0
そ の 他 の 火 災		24	40	16
主なこんろ種類別出火件数	件			
ガ ス こ ん ろ		3,076	3,073	△3
電 気 こ ん ろ		261	280	19
石 油 こ ん ろ		21	27	6
まき・炭・石炭こんろ		110	98	△12
主な経過別出火件数	件			
消 し 忘 れ		1,855	1,794	△61
過 熱		317	338	21
可 燃 物 の 接 触		262	286	24
建物焼損床面積	m ²	46,266	40,207	△6,059
建物焼損表面積	m ²	6,527	6,930	403
損 害 額	万円	373,694	305,969	△67,725

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-22図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

(各年中)



火災（3万9,111件）の8.9%を占めている。こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が3,073件（87.9%）と最も多く、大半を占めている。こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、51.3%に当たる1,794件が消し忘れによるものとなっている（第1-1-13表、第1-1-21図）。

（4）着火物は前年と同様「枯草」が第1位

平成27年中の全火災の着火物別出火件数は枯草が5,173件と全体の13.2%を占め、最も多くなっている（第1-1-14表）。

5. 火災種別ごとの状況

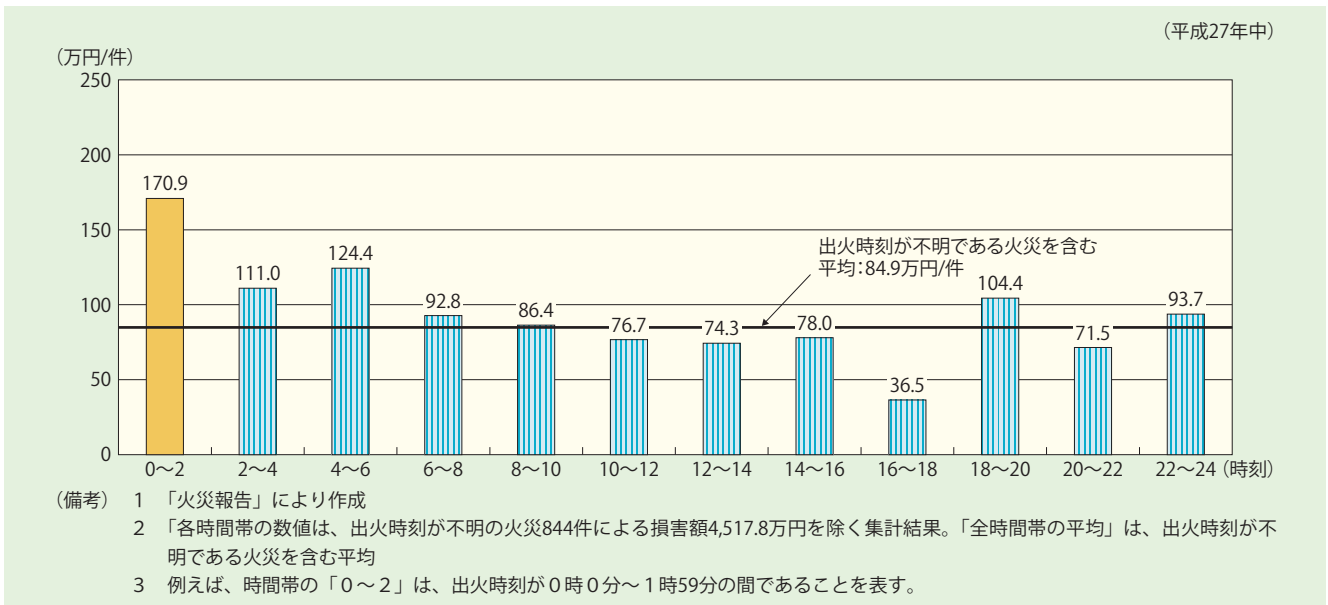
（1）建物火災

平成27年中の建物火災の出火件数は2万2,197件で、このうち、放火を除く件数は、2万349件となっている（第1-1-1表、第1-1-11表）。

ア 建物火災は1日に61件、24分に1件の割合

平成27年中の建物火災の1日当たりの出火件数は61件で、24分に1件の割合で出火していることになる（第1-1-2表）。

第1-1-23図 放火及び放火の疑いによる時間帯別火災1件当たりの損害額



第1-1-14表 主な着火物別出火件数

(各年中)

着火物	平成26年		平成27年		出火件数の増減数
	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	
枯草	6,515	14.9	5,173	13.2	△1,342
合成樹脂・成型品	3,009	6.9	2,936	7.5	△73
動植物油類	2,066	4.7	2,044	5.2	△22
袋・紙製品	1,962	4.5	1,705	4.4	△257
ごみ屑 (建築物等収容物)	1,593	3.6	1,503	3.8	△90
寝具類	1,562	3.6	1,415	3.6	△147
衣類	1,342	3.1	1,180	3.0	△162
ごみ類 (山林その他)	1,205	2.8	1,093	2.8	△112
繊維製品	1,064	2.4	966	2.5	△98
電線被覆類	1,026	2.3	826	2.1	△200

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 平成27年中の着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

また、月別の出火件数をみると、1月から5月まで及び12月に多くなっている (第1-1-24図)。

イ 住宅における火災が建物火災の54.5%で最多

平成27年中の建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅火災が最も多く、全体の54.5%を占めている (第1-1-25図、附属資料23)。

また、建物火災のうち、放火を除く住宅火災の件数は、1万1,102件となっている (第1-1-12図)。

ウ 建物火災の40.8%が木造建物で最多

平成27年中の建物火災を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、建物火災の40.8%を占めている。

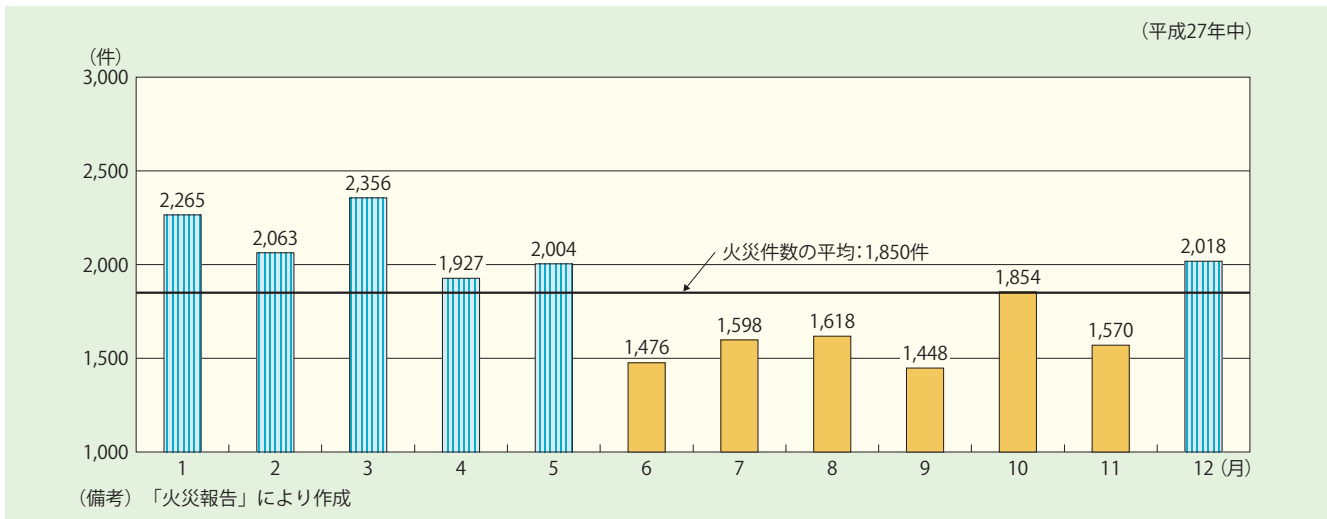
また、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の

割合 (延焼率) を火元建物の構造別 (その他・不明を除く。) にみると、木造が最も高く、31.1%となっている。また、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損床面積をみると、木造は71.9m²であり、全建物火災の平均46.6m²の約1.5倍となっている (第1-1-15表)。

エ 建物火災の過半数は小火災

平成27年中の建物火災の出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が1万2,342件と全体の55.6%を占めている。また、焼損床面積50m²未満の出火件数が1万7,691件と全体の79.7%を占めており、建物火災の多くは早い段階で消し止められている (第1-1-16表)。

第1-1-24図 建物火災の月別火災件数



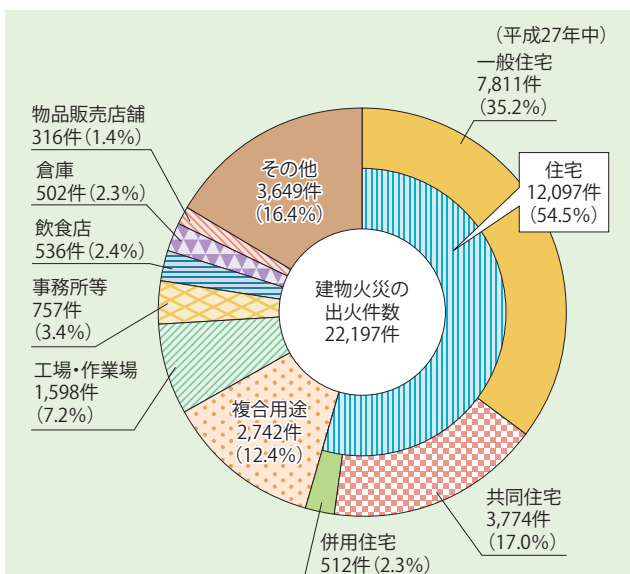
第1-1-15表 火元建物の構造別損害状況

(各年中)

構造別	年 別	出火件数 (件)				平成27年				
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	出火件数 (件)	延焼率 (%)	延焼件数 (件)	1件当たり焼損床面積 (m ²)	1件当たり損害額 (千円)
木造		11,339	10,651	10,353	9,765	9,060	31.1	2,821	71.9	3,681
耐火造		7,023	6,901	6,688	6,465	6,205	2.9	183	8.6	1,377
防火造		2,635	2,502	2,317	2,121	1,944	14.8	288	28.2	2,349
準耐火木造		388	342	352	297	298	12.1	36	25.0	1,946
準耐火非木造		2,972	2,769	2,797	2,621	2,432	11.1	271	47.1	4,478
その他・不明		2,438	2,418	2,546	2,372	2,258	32.0	722	67.3	7,867
建物全体		26,795	25,583	25,053	23,641	22,197	19.5	4,321	46.6	3,410

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 延焼件数は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数
 3 延焼率は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合

第1-1-25図 建物火災の火元建物用途別の状況



第1-1-16表 建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数

(平成27年中)

損害額 (万円)	出火件数 (件)	焼損床面積 (m ²)	出火件数 (件)
10未満	12,342	50未満	17,691
10以上 50未満	2,675	50以上 100未満	1,459
50以上 100未満	1,102	100以上 200未満	1,614
100以上 500未満	3,102	200以上 300未満	707
500以上 1,000未満	1,314	300以上 500未満	437
1,000以上 2,000未満	942	500以上 1,000未満	200
2,000以上 3,000未満	328	1,000以上 2,000未満	72
3,000以上 5,000未満	217	2,000以上 3,000未満	9
5,000以上	175	3,000以上	8
合 計	22,197	合 計	22,197

(備考) 「火災報告」により作成

オ 建物火災はこんろの消し忘れ、たばこの不始末、放火によるものが多い

平成27年中の建物火災の主な出火原因は、こんろによるものが最も多く、次いでたばことなっている。主な経過又は発火源をみると、こんろを出火原因とする火災では、消し忘れによるものが52.2%、たばこを出火原因とする火災では、不適切な場所への放置によるものが45.0%、放火を出火原因とする火災では、ライターによるものが39.7%と最多となっている（第1-1-17表）。

カ 放水した建物火災の54.9%は覚知後10分以内に放水

平成27年中の建物火災における火元建物の放水開始時間別の焼損状況をみると、消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は1万937件（全建物火災の49.3%）となっている。また、覚知から放水開始までの時間が10分以内のものは6,002件（放水した建物火災の54.9%）となっている。

放水した建物火災の1件当たりの建物焼損床面積を昼夜別にみると、夜間における焼損床面積が昼間の焼損床面積を15.6m²上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる（第1-1-18表）。

キ 建物火災の約3割は放水開始後30分以内に鎮火

平成27年中の消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、放水開始後30分以内に鎮火した件数は3,342件と放水した建物火災の30.6%を占めている。また、このうち21分から30分までに鎮火したものが1,127件と最も多くなっている（第1-1-18表、第1-1-26図）。

（2）林野火災

平成27年中の林野火災の出火件数は1,106件で、前年に比べ388件（26.0%）減少している。焼損面積は538haで、前年に比べ523ha（49.3%）減少し

第1-1-17表 建物火災の主な出火原因と経過

（平成27年中）

主な出火原因	こんろ		たばこ		放火		ストーブ		放火の疑い		配線器具		電灯電話等の配線		電気機器		たき火		灯火	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
主な経過又は発火源	3,421	15.4%	2,200	9.9%	1,848	8.3%	1,208	5.4%	1,003	4.5%	995	4.5%	935	4.2%	810	3.6%	449	2.0%	420	1.9%
放置する、忘れる	1,785		不適切な場所への放置	990	ライター	733	可燃物の接触・落下	377	ライター	229	スパーク	252	短絡	432	スパーク	136	火源が接触・落下	197	火の粉が散る速くへ飛火する	154
過熱する	336		火源が接触・落下	716	マッチ	121	引火・ふく射	268	その他のたばこマッチ	74	金属の接触部が過熱	240	半断線	125	絶縁劣化	59	可燃物の接触・落下	104	火源が接触・落下	154
可燃物の接触・落下	260		消したはずのものが再燃	129	その他のたばこマッチ	98	使用方法の誤り	76	火のついた紙	21	短絡	155	金属の接触部が過熱	82	電氣的発熱	59	放置する、忘れる	65	残り火の処置が不十分	39
その他	1,040		その他	365	その他	896	その他	487	その他	679	その他	348	その他	296	その他	556	その他	83	その他	73

- （備考） 1 「火災報告」により作成
 2 （ ）内は建物火災件数22,197件に対する割合（%）
 3 「その他のたばこマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。
 4 「可燃物の接触・落下」については、「可燃物の接触」と「可燃物の落下」を足したものの合計
 5 「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

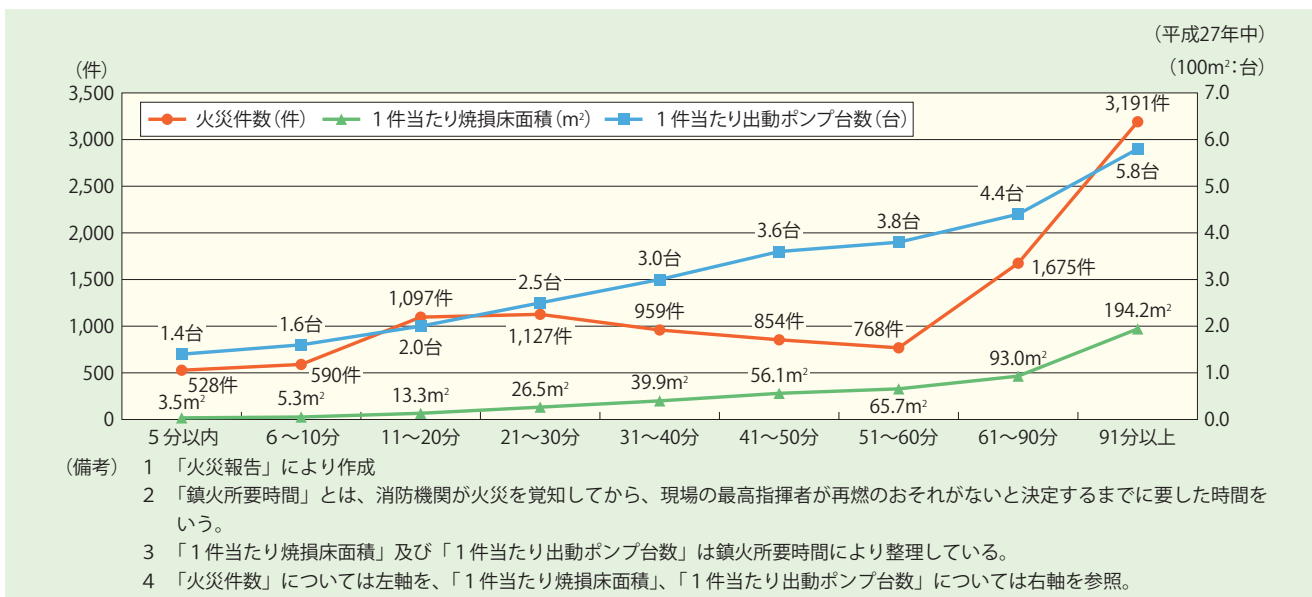
第1-1-18表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

（平成27年中）

覚知から放水開始まで	区分 昼夜別	出火件数 (件)		1件当たりの焼損床面積 (m ²)		1件当たりの焼損表面積 (m ²)		1件当たりの放水ポンプ台数 (台)			延焼率 (%)			
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	夜				
												延焼率 (%)		
放水した建物火災	5分以内	885	534	351	51.9	52.6	50.9	10.0	10.6	6.0	3.1	3.2	3.0	29.4%
	5分を超え 10分以内	5,117	3,080	2,037	81.4	78.4	85.9	9.6	9.3	6.7	3.9	3.8	4.0	34.9%
	10分を超え 15分以内	3,333	1,948	1,385	108.3	94.6	127.5	9.6	8.2	8.2	4.1	4.0	4.3	39.1%
	15分を超え 20分以内	974	510	464	121.7	122.3	121.1	7.6	7.3	7.3	4.0	3.8	4.3	33.1%
	20分を超えるもの	628	311	317	124.5	120.2	128.6	7.1	6.9	7.4	3.6	3.7	3.5	32.3%
	放水した建物火災全体	10,937	6,383	4,554	93.3	86.8	102.4	9.3	8.8	7.2	3.9	3.8	4.0	35.4%
全建物火災 (放水しなかった火災を含む。)		22,197	12,582	9,615	46.7	44.4	49.4	5.1	4.8	4.0	1.9	1.9	1.9	19.5%

（備考）「火災報告」により作成

第1-1-26図 建物火災の鎮火所要時間別 1件当たり焼損状況



ている。損害額は2億5,502万円で、前年に比べ11億1,400万円(81.4%)減少している。また、林野火災による死者数は8人で、前年に比べ9人(52.9%)減少している(第1-1-19表)。

林野火災の出火件数を月別にみると、平成27年中は5月に最も多く発生しており、次いで3月、4

月と、空气の乾燥している時期に多くなっている(第1-1-27図)。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は1,099件で、全体の99.4%を占めている(第1-1-20表)。

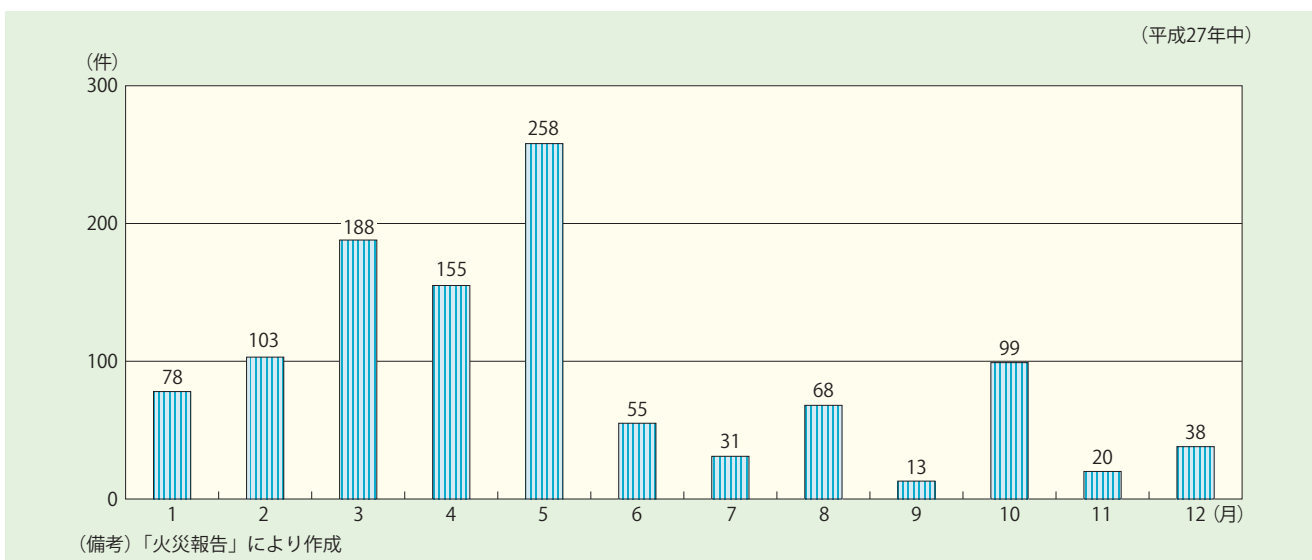
林野火災を出火原因別にみると、たき火によるものが293件で全体の26.5%を占め最も多く、次いで、火入れ*2、放火(放火の疑いを含む。)の順となっている(第1-1-21表)。

第1-1-19表 林野火災の状況

区分	平成26年	平成27年	増減数	増減率
出火件数 (件)	1,494	1,106	△388	△26.0%
焼損面積 (a)	106,182	53,844	△52,338	△49.3%
損害額 (万円)	136,902	25,502	△111,400	△81.4%
死者数 (人)	17	8	△9	△52.9%

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-27図 林野火災の月別出火件数



* 2 火入れ：土地の利用上、その土地の上にある立木竹、草その他の堆積物等を面的に焼却する行為

第1-1-20表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(平成27年中)

区分	焼損面積	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数	(件)	1,099	4	1	0	1	1	1,106
焼損面積	(a)	26,791	5,375	2,000	0	4,534	15,144	53,844
損害額	(万円)	12,212	5,288	66	0	7,937	0	25,502

(備考) 「火災報告」により作成

注) 損害額は単位未満を四捨五入しているため、合計の数値とその内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

第1-1-21表 林野火災の主な出火原因と経過

(平成27年中)

主な出火原因	たき火		火入れ		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ		火あそび		その他 (不明・調査中を含む)		林野火災 件数
	293件 (26.5%)		174件 (15.7%)		100件 (9.0%)		70件 (6.3%)		31件 (2.8%)		438件 (39.7%)		
主な経過 又は発火源	接触	155	接触	107	ライター	6	投げ捨て	61	—	—	—	1,106件	
	飛び火	79	飛び火	42	その他の たばことマッチ	8	再燃	3					
	消火不十分	16	放置する、 忘れる	9	マッチ	1	接触	1					
	その他	43	その他	16	その他	85	その他	5					

(備考) 「火災報告」により作成

(3) 車両火災

平成27年中の車両火災の出火件数は4,188件で、前年に比べ279件(6.2%)減少し、死者数は110人(放火自殺者等54人を含む。)で、前年に比べ増減はない。

また、車両火災による損害額(車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。)は18億3,266万円で、前年に比べ5億936万円(21.7%)減少している(第1-1-22表)。

第1-1-22表 車両火災の状況

区分	平成26年	平成27年	増減数
出火件数 (件)	4,467	4,188	△279
死者数 (人)	110	110	0
(うち放火自殺者等)	(77)	(54)	△23
負傷者数 (人)	253	275	22
損害額 (万円)	234,202	183,266	△50,936

(備考) 「火災報告」により作成

出火原因は、排気管が636件(全体の15.2%)と最も多くなっている(第1-1-23表)。

(4) 船舶火災

平成27年中の船舶火災の出火件数は97件で、前年に比べ11件(12.8%)増加し、死者数は5人で、前年に比べ1人(16.7%)減少している。

また、船舶火災による損害額(船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。)は5億7,789万円で、前年に比べ3億3,818万円(141.1%)増加している(第1-1-24表)。

出火原因別では、電灯電話等の配線、溶接・切断機、交通機関内配線によるものがそれぞれ7件(それぞれ全体の7.2%)と最も多く、次いで、電気機器、配線器具がそれぞれ6件(それぞれ全体の6.2%)の順となっている。

第1-1-23表 車両火災の主な出火原因と経過

(平成27年中)

主な出火原因	排気管		放火 (放火の疑いを含む)		交通機関内配線		たばこ		マッチ・ライター		その他 (不明・調査中を含む)		車両火災 件数
	636件 (15.2%)		466件 (11.1%)		401件 (9.6%)		143件 (3.4%)		104件 (2.5%)		2,438件 (58.2%)		
主な経過 又は発火源	着火物が漏えいする	209	ライター	155	電線が短絡する	121	投げ捨て	60	意図なしにスイッチが入る	46	—	4,188件	
	高温物が触れる	97	その他の たばことマッチ	28	スパークする	72	火源転倒落下	32	引火する	23			
	可燃物が火源に触れる	84	マッチ	14	衝突により発火	36	消火不十分	13	投げ捨て	6			
	その他	246	その他	269	その他	172	その他	38	その他	29			

(備考) 「火災報告」により作成

(5) 航空機火災

平成27年中の航空機火災の出火件数は7件で、前年に比べ6件増加し、死者数は5人となっている。

また、航空機火災による損害額（航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。）は4億9,619万円となっている（第1-1-25表）。

第1-1-24表 船舶火災の状況

区分	平成26年	平成27年	増減数
出火件数 (件)	86	97	11
死者数 (人)	6	5	△1
負傷者数 (人)	21	20	△1
損害額 (万円)	23,971	57,789	33,818

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-25表 航空機火災の状況

区分	平成26年	平成27年	増減数
出火件数 (件)	1	7	6
死者数 (人)	—	5	5
負傷者数 (人)	—	6	6
損害額 (万円)	0	49,619	49,619

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-26表 住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率（平成28年6月1日時点）
（標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいる。）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	81.2%	66.5%	三重	78.3% (31)	65.4% (22)
北海道	83.0% (16)	71.8% (8)	滋賀	83.1% (14)	64.8% (26)
青森	72.6% (42)	51.2% (46)	京都	86.3% (6)	70.9% (10)
岩手	84.0% (12)	66.9% (21)	大阪	82.6% (17)	75.9% (4)
宮城	90.3% (2)	65.0% (25)	兵庫	85.1% (8)	67.1% (20)
秋田	80.0% (26)	65.4% (22)	奈良	79.0% (30)	75.0% (5)
山形	80.8% (22)	64.6% (27)	和歌山	79.9% (27)	68.1% (17)
福島	74.2% (40)	56.3% (41)	鳥取	84.9% (10)	62.5% (33)
茨城	74.6% (38)	61.7% (35)	島根	81.7% (19)	57.0% (40)
栃木	70.8% (45)	59.3% (38)	岡山	72.8% (41)	54.2% (44)
群馬	67.1% (46)	51.8% (45)	広島	85.1% (8)	73.1% (7)
埼玉	77.1% (35)	59.1% (39)	山口	83.9% (13)	74.8% (6)
千葉	77.6% (34)	65.1% (24)	徳島	74.4% (39)	62.2% (34)
東京	87.8% (5)	71.0% (9)	香川	75.4% (37)	62.9% (30)
神奈川	82.2% (18)	69.4% (15)	愛媛	80.3% (24)	70.8% (12)
新潟	83.1% (14)	68.2% (16)	高知	76.8% (36)	62.6% (31)
富山	84.1% (11)	70.1% (14)	福岡	80.4% (23)	67.3% (19)
石川	87.9% (4)	85.4% (1)	佐賀	72.0% (43)	54.9% (43)
福井	93.0% (1)	81.7% (2)	長崎	78.3% (31)	60.6% (37)
山梨	71.4% (44)	61.4% (36)	熊本	81.2% (20)	62.6% (31)
長野	81.0% (21)	63.1% (29)	大分	86.2% (7)	70.9% (10)
岐阜	80.1% (25)	64.6% (27)	宮崎	79.3% (29)	70.8% (12)
静岡	78.3% (31)	67.9% (18)	鹿児島	89.3% (3)	77.2% (3)
愛知	79.5% (28)	55.0% (42)	沖縄	57.6% (47)	41.0% (47)

() 内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

火災予防行政の現況

1. 住宅防火対策の現況

平成27年中の放火を除いた住宅火災の件数（1万1,102件）は、放火を除いた建物火災の件数（2万349件）の約5割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（914人）は、放火自殺者等を除く建物火災による死者数（1,086人）の約8割となっており、過去10年以上この傾向で推移している。さらに、住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者となっている。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき、全国の市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置対策会議」を開催し、同会議において決定された基本方針を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。平成28年6月1日時点で全

国の設置率は81.2%、条例適合率は66.5%となっており、都道府県別にみると設置率は福井県、条例適合率は石川県が最も高くなっている(第1-1-26表、附属資料22)。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等^{*3}の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

平成28年3月31日現在、全国の防火対象物数(「防火対象物実態等調査」(上記消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積150m²以上

のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。)による数。以下同じ。)は、405万2,581件である。

また、21大都市(東京都特別区及び政令指定都市)の防火対象物数は、112万2,214件と全国の防火対象物の27.7%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(全国の87.3%)、準地下街^{*4}(同85.7%)、性風俗特殊営業店舗等(同48.2%)などである(第1-1-27表)。

3. 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者^{*5}を選任し、消火、通報及び避難訓練の

第1-1-27表 防火対象物数

(平成28年3月31日現在)

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)
(一)	イ 劇場等	4,471	662	14.8	(六)	ハ (5) 身体障害者福祉センター等	16,095	2,448	15.2
	ロ 公会堂等	66,342	6,281	9.5		小 計	74,279	12,923	17.4
(二)	イ キャバレー等	934	118	12.6	二 幼稚園等	18,115	4,159	23.0	
	ロ 遊技場等	10,784	2,039	18.9	(七) 学校	128,429	28,552	22.2	
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	245	118	48.2	(八) 図書館等	7,836	852	10.9	
	ニ カラオケボックス等	2,882	675	23.4	(九) イ 特殊浴場	1,685	680	40.4	
(三)	イ 料理店等	3,325	550	16.5	ロ 一般浴場	4,799	1,231	25.7	
	ロ 飲食店	84,610	16,663	19.7	(十) 停車場	3,845	1,407	36.6	
(四) 百貨店等	159,470	27,658	17.3	(十一) 神社・寺院等	56,920	11,826	20.8		
(五)	イ 旅館等	58,685	5,827	9.9	(十二) イ 工場等	492,981	69,565	14.1	
	ロ 共同住宅等	1,294,957	481,152	37.2	ロ スタジオ	407	128	31.4	
(六)	イ 病院等	62,933	12,235	19.4	(十三) イ 駐車場等	51,403	15,120	29.4	
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	38,366	6,811	17.8	ロ 航空機格納庫	749	105	14.0
		(2) 救護施設	264	33	12.5	(十四) 倉庫	325,086	52,239	16.1
		(3) 乳児院	160	29	18.1	(十五) 事務所等	461,608	106,084	23.0
		(4) 障害児入所施設	566	81	14.3	(十六) イ 特定複合用途防火対象物	364,834	135,266	37.1
	(5) 障害者支援施設等	5,216	864	16.6	ロ 非特定複合用途防火対象物	255,350	118,122	46.3	
	小 計	44,572	7,818	17.5	(十六の二) 地下街	63	55	87.3	
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	25,321	4,298	17.0	(十六の三) 準地下街	7	6	85.7
		(2) 更生施設	1,105	65	5.9	(十七) 文化財	8,639	1,591	18.4
		(3) 保育所等	29,875	5,846	19.6	(十八) アーケード	1,336	507	37.9
(4) 児童発達支援センター等		1,883	266	14.1	(十九) 山林	0	0	-	
合 計		4,052,581	1,122,214	27.7					

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。以下同じ。)により作成

2 21大都市とは、東京都23区及び20の政令指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。

* 3 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等(消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等)

* 4 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

* 5 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

実施等を定めた防火管理に係る消防計画^{*6}の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

平成28年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に107万5,458件あり、そのうち80.2%に当たる86万2,798件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。しかしながら、21万2,660件の防火対象物については防火管理者が未選任の状況であり、これらの防火対象物の管理権原者に対して、消防機関が指導・命令を行い、是正に努めている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は79万4,991件で全体の73.9%となっている（第1-1-28表）。

（2）統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物^{*7}等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている（統括防火管理制度：平成26年4月1日施行）。

これは、従来の共同防火管理協議制度（防火対象物の管理権原者のうち主要な者を代表者とする共同防火管理協議会を設け、防火管理に係る消防計画の作成その他必要な業務に関する事項を協議して定め、共同で防火管理を行うもの）では、統括防火管理者の役割や権限が法令上明確でなく、防火管理を一体的・自律的に行う体制が構築できなかったため、消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）により、統括防火管理者の選任を義務付け、統

括防火管理者に各防火管理者への指示権を付与することとしたものである。

平成28年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に8万4,837件あり、そのうち50.6%に当たる4万2,905件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は4万133件で、届出率は47.3%になっている（第1-1-29表）。

（3）防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者が防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合を図ることが重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士^{*8}や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者など、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

また、防火対象物点検資格者は、新しい知識及び技能を習得する必要があるため、5年ごとに再講習を受講することが義務付けられている。

平成28年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は2万9,085人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始してから3年間以上継続しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づく消防機関の行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場

* 6 防火管理に係る消防計画：防火管理上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するもの。

* 7 特定防火対象物：百貨店、飲食店などの多数の者が出入りするものや病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用するもの等の一定の防火対象物

* 8 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

第1-1-28表 全国の防火管理実施状況

(平成28年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数	選任率 (%)	防火管理に係る消防計画を作成している防火対象物数	作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	3,252	2,954	90.8	2,861	88.0
	ロ	公会堂等	61,168	49,129	80.3	45,638	74.6
(二)	イ	キャバレー等	751	436	58.1	375	49.9
	ロ	遊技場等	9,532	8,812	92.4	8,449	88.6
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	182	121	66.5	118	64.8
	ニ	カラオケボックス等	2,650	2,425	91.5	2,293	86.5
(三)	イ	料理店等	2,650	2,305	87.0	2,090	78.9
	ロ	飲食店	75,069	59,362	79.1	54,489	72.6
(四)		百貨店等	104,030	83,041	79.8	77,557	74.6
(五)	イ	旅館等	36,213	33,863	93.5	32,662	90.2
	ロ	共同住宅等	179,713	136,365	75.9	122,228	68.0
(六)	イ	病院等	22,939	20,761	90.5	19,873	86.6
	ロ	特別養護老人ホーム等	35,234	33,258	94.4	32,278	91.6
	ハ	老人デイサービスセンター等	44,522	42,012	94.4	40,741	91.5
	ニ	幼稚園等	11,288	10,887	96.4	10,444	92.5
(七)		学校	44,292	42,174	95.2	40,579	91.6
(八)		図書館等	5,240	4,815	91.9	4,580	87.4
(九)	イ	特殊浴場	1,327	1,192	89.8	1,156	87.1
	ロ	一般浴場	2,936	2,693	91.7	2,497	85.0
(十)		停車場等	674	524	77.7	469	69.6
(十一)		神社・寺院等	24,581	19,773	80.4	17,678	71.9
(十二)	イ	工場等	39,775	34,428	86.6	31,419	79.0
	ロ	スタジオ	273	175	64.1	154	56.4
(十三)	イ	駐車場等	1,420	1,125	79.2	969	68.2
	ロ	航空機格納庫	125	116	92.8	111	88.8
(十四)		倉庫	10,054	7,844	78.0	7,052	70.1
(十五)		事務所等	98,273	80,444	81.9	74,001	75.3
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	213,187	150,846 (28,887)	70.8 (13.6)	134,527 (23,764)	63.1 (11.1)
	ロ	非特定複合用途防火対象物	42,635	29,576 (5,237)	69.4 (12.3)	26,437 (4,268)	62.0 (10.0)
(十六の二)		地下街	63	60	95.2	60	95.2
(十七)		文化財	1,410	1,282	90.9	1,206	85.5
合計			1,075,458	862,798	80.2	794,991	73.9

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、その全てが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。
() 内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。

3 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である。以下本節においてことわりのない限り同じ。

合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」をそれぞれ表示することができる。

4. 防災管理制度

(1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、平成19年6月の消防法改正により、大規模・高層建築物等の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画^{*9}の作成、地震発

*9 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの

第1-1-29表 全国の統括防火管理実施状況

(平成28年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	統括防火管理実施義務対象物数	統括防火管理者を選任している防火対象物	選任率 (%)	全体に係る消防計画を作成している防火対象物数	
						作成数	作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	25	16	64.0	15	60.0
	ロ	公会堂等	66	29	43.9	22	33.3
(二)	イ	キャバレー等	74	14	18.9	14	18.9
	ロ	遊技場等	79	46	58.2	42	53.2
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	34	18	52.9	18	52.9
	ニ	カラオケボックス等	21	9	42.9	8	38.1
(三)	イ	料理店等	3	0	0.0	0	0.0
	ロ	飲食店	2,140	1,056	49.3	978	45.7
(四)		百貨店等	736	355	48.2	321	43.6
(五)	イ	旅館等	238	124	52.1	107	45.0
(六)	イ	病院等	161	78	48.4	69	42.9
	ロ	特別養護老人ホーム等	120	55	45.8	54	45.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	158	69	43.7	66	41.8
	ニ	幼稚園等	13	8	61.5	5	38.5
(九)	イ	特殊浴場	119	55	46.2	45	37.8
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	55,160	27,385	49.6	25,507	46.2
	ロ	非特定複合用途防火対象物	7,071	2,931	41.5	2,681	37.9
(十六の二)		地下街	54	44	81.5	42	77.8
(十六の三)		準地下街	4	4	100.0	3	75.0
		高層建築物	18,561	10,609	57.2	10,136	54.6
		合計	84,837	42,905	50.6	40,133	47.3

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*10}の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*11}の設置を義務付けている。

平成28年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に9,678件あり、そのうち81.1%に当たる7,852件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自らの事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は7,268件で全体の75.1%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は8,341件で全体の86.2%となっている(第1-1-30表)。

(2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することが各管理権原者に対して義務付けられている(統括防災管理制度：平成26年4月1日施行)。

平成28年3月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に2,950件あり、そのうち83.7%に当たる2,469件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,388件で、届出率は80.9%になっている(第1-1-31表)。

*10 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*11 自衛消防組織：防火対象物の従業員等からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するために必要な業務を行うもの

第1-1-30表 全国の防災管理等実施状況

(平成28年3月31日現在)

用途区分	項目	防災管理を要する建築物等の数	防災管理者を選任している建築物等の数		防災管理に係る消防計画を作成している建築物等の数	作成率 (%)	自衛消防組織を設置している防火対象物の数	
				選任率 (%)				届出率 (%)
(一)	イ 劇場等	66	62	93.9	60	90.9	58	87.9
	ロ 公会堂等	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0
(二)	イ キャバレー等	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 遊技場等	18	16	88.9	16	88.9	12	66.7
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	0	0	—	0	—	0	—
	ニ カラオケボックス等	0	0	—	0	—	0	—
(三)	イ 料理店等	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 飲食店	0	0	—	0	—	0	—
(四)	百貨店等	363	329	90.6	310	85.4	317	87.3
(五)	イ 旅館等	391	376	96.2	363	92.8	347	88.7
	ロ 共同住宅等							
(六)	イ 病院等	723	662	91.6	619	85.6	601	83.1
	ロ 特別養護老人ホーム等	38	36	94.7	33	86.8	33	86.8
	ハ 老人デイサービスセンター等	18	14	77.8	14	77.8	17	94.4
	ニ 幼稚園等	0	0	—	0	—	0	—
(七)	学校	822	739	89.9	644	78.3	648	78.8
(八)	図書館等	13	9	69.2	9	69.2	11	84.6
(九)	イ 特殊浴場	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 一般浴場	0	0	—	0	—	0	—
(十)	停車場等	6	4	66.7	4	66.7	5	83.3
(十一)	神社・寺院等	17	14	82.4	13	76.5	13	76.5
(十二)	イ 工場等	1,483	1,359	91.6	1,230	82.9	1,180	79.6
	ロ スタジオ	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0
(十三)	イ 駐車場等	6	3	50.0	3	50.0	6	100.0
	ロ 航空機格納庫							
(十四)	倉庫							
(十五)	事務所等	1,599	1,317	82.4	1,220	76.3	1,414	88.4
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	3,313	2,271 (964)	68.5 (29.1)	2,146 (948)	64.8 (28.6)	2,998 (67)	90.5 (2.0)
	ロ 非特定複合用途防火対象物	738	601 (108)	81.4 (14.6)	544 (105)	73.7 (14.2)	621 (12)	84.1 (1.6)
(十六の二)	地下街	56	32	57.1	32	57.1	52	92.9
(十七)	文化財	0	0	—	0	—	0	—
合 計		9,678	7,852	81.1	7,268	75.1	8,341	86.2

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。

3 防災管理を要する建築物等又は自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者が複数であるときは、その全てが防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成又は自衛消防組織が設置されている場合のみ計上する。() 内は、部分的に選任、作成又は設置されている建築物等の数値である。

5. 立入検査と違反是正

(1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

平成27年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、85万9,216回となっている(第1-1-32表)。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理

上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができること

第1-1-31表 全国の統括防災管理実施状況

(平成28年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	統括防災管理を要する建築物等の数	統括防災管理者を選任している建築物等の数	選任率 (%)	全体についての消防計画を作成している建築物等の数	
						作成数	作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	3	2	66.7	2	66.7
	ロ	公会堂等	0	0	—	0	—
(二)	イ	キャバレー等	0	0	—	0	—
	ロ	遊技場等	0	0	—	0	—
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	—	0	—
	ニ	カラオケボックス等	0	0	—	0	—
(三)	イ	料理店等	0	0	—	0	—
	ロ	飲食店	0	0	—	0	—
(四)		百貨店等	57	37	64.9	38	66.7
(五)	イ	旅館等	12	8	66.7	8	66.7
(六)	イ	病院等	41	18	43.9	18	43.9
	ロ	特別養護老人ホーム等	3	3	100.0	3	100.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	0	0	—	0	—
	ニ	幼稚園等	0	0	—	0	—
(七)		学校	75	12	16.0	9	12.0
(八)		図書館等	2	0	0	0	0
(九)	イ	特殊浴場	0	0	—	0	—
	ロ	一般浴場	0	0	—	0	—
(十)		停車場等	5	4	80.0	4	80.0
(十一)		神社・寺院等	2	1	50.0	0	0
(十二)	イ	工場等	40	12	30.0	11	27.5
	ロ	スタジオ	0	0	—	0	—
(十三)	イ	駐車場等	4	4	100.0	4	100.0
(十五)		事務所等	529	430	81.3	411	77.7
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	1,947	1,764	90.6	1,711	87.9
	ロ	非特定複合用途防火対象物	186	133	71.5	130	69.9
(十六の二)		地下街	44	41	93.2	39	88.6
(十七)		文化財	0	0	—	0	—
合 計			2,950	2,469	83.7	2,388	80.9

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。

れており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（第1-1-33表、附属資料24、25、26）。

特に、特定違反对象物（床面積1,500m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、平成28年3月31日現在、359件の特定違反

対象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある（第1-1-34表）。

(2) 新「適マーク制度」の運用開始

平成25年10月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成26年4月1日から申請・受付を開始し、8月1日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク掲出が開始されている。なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を確認することができる。（参照URL：http://www.fdma.go.jp/kasai_yobo/hyoujiseido/index.html）

(3) 違反对象物の公表制度の運用開始

平成25年12月の通知による「違反对象物の公表

第1-1-32表 立入検査実施状況

(平成27年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)				(三)		(四)
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 性風俗特殊営業店舗等	ニ カラオケボックス等	イ 料理店等	ロ 飲食店	百貨店等
立入検査回数	2,248	19,707	317	4,505	108	1,259	1,057	30,883	54,232

防火対象物の区分	(五)		(六)			(七)	(八)	(九)	
	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 特別養護老人ホーム等	ハ 老人デイサービスセンター等	ニ 幼稚園等	学校	図書館等	イ 特殊浴場
立入検査回数	33,988	153,132	21,726	25,757	33,154	6,617	35,184	2,453	754

防火対象物の区分	(九)	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)
	ロ 一般浴場	停車場等	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉庫	事務所等
立入検査回数	1,332	1,169	13,733	86,384	110	12,612	1,386	59,312	91,528

防火対象物の区分	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	合計
	イ 特定複合用途防火対象物	ロ 非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	舟車	
立入検査回数	113,172	45,309	165	63	5,385	302	0	173	859,216

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

第1-1-33表 命令の状況

(平成27年度)

命令の種類	件数	命令件数	
		命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令 (消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)		207	206
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)		29	29
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)		100	76
合計		336	311

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「是正件数」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に発せられた命令に基づき、平成28年3月31日までに是正された件数(平成28年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

制度」は、不特定多数の者が出入する防火対象物で、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村等の条例に基づき、市町村のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成27年4月から、全ての政令指定都市において公表制度が開始されている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の市町村における公表制度の実施状況、実施予定時期などを確認することができる。(参照URL：<http://www.fdma.go.jp/publication/index.html>)

第1-1-34表 特定違反對象物の改善状況の推移

年度別	区分	年度当初の 違反對象物数 (a)	年度内違反 是正対象物数 (b)	是正率 (%) (c = b/a × 100)
	平成21年度		301	63
平成22年度		299	69	23.1%
平成23年度		389	37	9.5%
平成24年度		179	46	25.7%
平成25年度		230	54	23.5%
平成26年度		249	56	22.5%
平成27年度		331	100	30.2%
平成28年度		359	—	—

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「年度当初の違反對象物数」は、各年度とも前年度終了時(3月31日現在)における前々年度からの違反継続対象物数と前年度中新規に覚知された違反對象物数の和である。
 3 「年度内違反是正対象物数」は、年度内に違反が是正された対象物の数である(新規に覚知されたものや廃止されたものは含まない)。

6. 消防用設備等

(1) 消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全

性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実や連携の強化を図っている。

平成27年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、23万5,750件で、そのうち不同意としたものは30件であった（第1-1-35表）。

（2）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成28年3月31日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数/設置必要数）は99.6%、自動火災報知設備の設置率は98.3%となっている（第1-1-36表）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。最近では、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災（死者5名、負傷者7名）を踏まえ、主として自力避難困難な者が入所する社会福祉施設には、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。消防法施行令の一部を改正する政令等（平成25年12月27日公布）により、スプリンクラー設備の設置については、平成27年4月1日から施行された。なお、施行に際し、既存の施設については平成30年3月31日までに設置することとする経過措置が定められた。

また、平成25年10月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災（死者10名、負傷者5名）を踏まえ、

避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。消防法施行令の一部を改正する政令等（平成26年10月16日公布）により、スプリンクラー設備の設置については、平成28年4月1日から施行された。施行に際し、既存の施設については、平成37年6月30日までに設置することとする経過措置が定められた。

消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

（3）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

第1-1-35表 消防同意処理状況

申請要旨	内訳	同意		不同意		合計	
		平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
新築		215,359	207,240	29	26	215,388	207,266
増築		20,858	20,170	5	2	20,863	20,172
改築		928	843	1	1	929	844
移転		143	146	0	0	143	146
修繕		115	134	0	0	115	134
模様替		126	100	0	0	126	100
用途変更		3,807	3,926	2	1	3,809	3,927
その他		3,308	3,161	0	0	3,308	3,161
合計		244,644	235,720	37	30	244,681	235,750

（備考）「防火対象物実態等調査」により作成

第1-1-36表 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(平成28年3月31日現在)

防火対象物の区分	設備の種類 設備の状況	スプリンクラー設備				自動火災報知設備				
		設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	
(一)	イ 劇場等	764	761	3	99.6	3,724	3,710	14	99.6	
	ロ 公会堂等	556	549	7	98.7	31,328	31,235	93	99.7	
(二)	イ キャバレー等	7	7	0	100.0	479	464	15	96.9	
	ロ 遊技場等	718	708	10	98.6	9,778	9,743	35	99.6	
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	2	2	0	100.0	175	173	2	98.9	
	ニ カラオケボックス等	9	9	0	100.0	2,776	2,704	72	97.4	
(三)	イ 料理店等	1	1	0	100.0	2,254	2,183	71	96.9	
	ロ 飲食店	118	117	1	99.2	35,228	34,432	796	97.7	
(四)	百貨店等	7,441	7,391	50	99.3	87,746	86,558	1,188	98.6	
(五)	イ 旅館等	1,972	1,964	8	99.6	46,290	45,821	469	99.0	
(六)	イ 病院等	7,346	7,332	14	99.8	39,764	39,624	140	99.6	
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	33,542	33,435	107	99.7	38,290	38,186	104	99.7
		(2) 救護施設	241	241	0	100.0	260	260	0	100.0
		(3) 乳児院	129	129	0	100.0	145	144	1	99.3
		(4) 障害児入所施設	429	429	0	100.0	546	546	0	100.0
		(5) 障害者支援施設等	3,930	3,907	23	99.4	5,455	5,427	28	99.5
	小計		38,271	38,141	130	99.7	44,696	44,563	133	99.7
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	1,384	1,382	2	99.9	15,992	15,930	62	99.6
		(2) 更生施設	23	23	0	100.0	687	661	26	96.2
		(3) 保育所等	86	86	0	100.0	24,827	24,794	33	99.9
		(4) 児童発達支援センター等	25	25	0	100.0	991	982	9	99.1
		(5) 身体障害者福祉センター等	436	433	3	99.3	9,665	9,575	90	99.1
小計		1,954	1,949	5	99.7	52,162	51,942	220	99.6	
ニ 幼稚園等	187	187	0	100.0	15,379	15,339	40	99.7		
(九)	イ 特殊浴場	24	23	1	95.8	1,466	1,453	13	99.1	
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	17,673	17,588	85	99.5	194,126	187,997	6,129	96.8	
(十六の二)	地下街	59	59	0	100.0	60	60	0	100.0	
(十六の三)	準地下街	4	4	0	100.0	5	5	0	100.0	
合計		77,106	76,792	314	99.6	567,436	558,006	9,430	98.3	

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

平成28年3月31日現在、消防設備士の数は延べ

111万7,347人となっており(第1-1-37表)、また、消防設備点検資格者の数は特種(特殊消防用設備等)672人、第1種(機械系統)14万9,422人、第2種(電気系統)14万994人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任

第1-1-37表 消防設備士の数

(平成28年3月31日現在)

種類	類別	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	合計
			屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器	漏電火災警報器	
甲種(人)	(工事・整備)	3,047	134,382	41,770	35,855	276,762	32,458	—	—	524,274
乙種(人)	(整備)	—	36,952	11,484	10,484	87,724	17,493	243,612	185,324	593,073

(備考) 1 「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成
2 設備士の数は、免状作成件数の累積である。

の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下「防災防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

平成28年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、96万9,236件であり、適合率（防災防火対象

物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で87.5%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で87.0%、展示用合板を使用する防災防火対象物で84.7%となっている（第1-1-38表）。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

カーテンやじゅうたん等の消防法で定められている防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁では、ホームページ（参照URL：http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、家庭用こころ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用

第1-1-38表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(平成28年3月31日現在)

防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		じゅうたんを使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		
			適合率(%)			適合率(%)			適合率(%)		
(一)	イ 劇場等	4,142	2,555	2,429	95.1%	1,901	1,807	95.1%	468	445	95.1%
	ロ 公会堂等	63,746	42,163	38,173	90.5%	24,711	21,926	88.7%	4,041	3,527	87.3%
(二)	イ キャバレー等	933	464	350	75.4%	475	384	80.8%	50	46	92.0%
	ロ 遊技場等	10,468	4,794	4,278	89.2%	4,467	4,053	90.7%	679	608	89.5%
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	197	134	109	81.3%	113	92	81.4%	8	6	75.0%
	ニ カラオケボックス等	2,675	1,370	1,223	89.3%	1,177	1,083	92.0%	174	164	94.3%
(三)	イ 料理店等	3,245	1,948	1,640	84.2%	1,794	1,517	84.6%	203	176	86.7%
	ロ 飲食店	80,490	38,654	32,245	83.4%	24,526	20,302	82.8%	3,986	3,419	85.8%
(四)	百貨店等	152,786	59,873	54,001	90.2%	32,920	29,061	88.3%	7,725	6,642	86.0%
(五)	イ 旅館等	56,968	45,955	41,826	91.0%	38,319	35,142	91.7%	2,707	2,243	82.9%
(六)	イ 病院等	61,137	44,638	41,809	93.7%	24,736	22,969	92.9%	3,850	3,497	90.8%
	ロ 特別養護老人ホーム等	43,112	35,572	33,573	94.4%	21,114	19,845	94.0%	3,609	3,309	91.7%
	ハ 老人デイサービスセンター等	71,445	52,780	48,887	92.6%	30,609	27,797	90.8%	4,912	4,371	89.0%
	ニ 幼稚園等	17,093	13,243	12,228	92.3%	6,933	6,327	91.3%	1,111	1,003	90.3%
(九)	イ 特殊浴場	1,532	1,128	997	88.4%	1,083	990	91.4%	78	63	80.8%
(十二)	ロ スタジオ	602	247	202	81.8%	193	163	84.5%	113	96	85.0%
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	327,295	142,483	114,279	80.2%	96,686	78,042	80.7%	17,651	13,965	79.1%
	ロ 非特定複合用途防火対象物	20,271	3,163	2,492	78.8%	2,294	1,786	77.9%	1,004	806	80.3%
(十六の二)	地下街	60	49	38	77.6%	40	32	80.0%	7	7	100.0%
(十六の三)	準地下街	11	7	5	71.4%	6	5	83.3%	1	1	100.0%
	高層建築物	51,028	21,680	18,175	83.8%	19,653	16,961	86.3%	3,869	3,247	83.9%
	合計	969,236	512,900	448,959	87.5%	333,750	290,284	87.0%	56,246	47,641	84.7%

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物（高さ31メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）」（以下「対象火気省令」という。）に基づき各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

7. 消防用機械器具等の検定等

(1) 検定

検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第37条に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定）からなっている（第1-1-39表）。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同様以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

検定制度については、平成20年10月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルをすり替えるなどの不正行為が、また、平成22年3月に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が検定を受けずに販売されていたことが判明した。さらに、平成22年5月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。

これらを踏まえ、消防法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布され、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通

第1-1-39表 検定申請状況

（平成27年度）

種別	区分	型式試験	型式変更試験	型式適合	型式適合
		申請数 (件)	申請数 (件)	検定申請数 (個)	検定合格数 (個)
①消火器	大型	3	1	31,062	31,930
	小型	32	18	4,801,119	4,978,925
②消火器用 消火薬剤	大型用	2	—	2,121	1,830
	小型用			253,431	256,968
③泡消火薬剤		9	—	1,810,650	1,787,130
④火災報知 設備	感知器	30	10	7,022,570	6,902,158
	発信機	11	0	350,035	335,217
⑤中継器		6	1	439,658	421,081
⑥受信機		12	10	497,907	498,428
⑦住宅用防災警報器		8	12	5,243,194	5,131,227
⑧閉鎖型スプリン クラーヘッド		34	7	2,620,396	2,651,951
⑨流水検知装置		9	13	30,473	31,230
⑩一斉開放弁		9	2	16,782	17,079
⑪金属製避難はしご		8	0	138,846	139,104
⑫緩降機		1	0	5,671	6,003
合計		174	74	23,263,915	23,190,261

（備考） ※「日本消防検定協会」により作成

※型式試験（型式変更試験）：日本消防検定協会又は登録検定機関が、型式承認を受けようとする検定対象機械器具等が技術上の基準に適合しているかどうかについて行う試験

させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための要件緩和等が定められた。

また、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年3月27日公布）により、検定対象機械器具等のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホース」及び「結合金具」、並びに建築物の実態変化でニーズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対象品目へ移行する一方で、全住宅に設置が義務付けられている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象機械器具等に追加した（平成26年4月1日施行）。

(2) 自主表示

自主表示の制度は、消防法第21条の16の3の規定により、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことが認められるものである。平成27年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ25件、消防用ホース32件、消防用吸管3件、結合金具16件、エアゾール式簡易消火具1件及び漏電火災警報器2件となっている。

自主表示の対象となる機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、消防法第21条の16の2の規定により、表示が付されているもので

なければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、消防法の一部を改正する法律(平成24年6月27日公布)により、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設及び罰則の強化が行われている。

自主表示対象機械器具等の対象品目は、「動力消防ポンプ」及び「消防用吸管」のほか、消防法施行令の一部を改正する政令等(平成25年3月27日公布)により、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」及び「漏電火災警報器」、並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加した(平成26年4月1日施行)。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、それらの消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法(新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法)等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等(特殊消防用設備等)を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、

性能評価機関(日本消防検定協会又は登録検定機関)の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。平成28年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで60件が認定を受けている(第1-1-40表)。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待されている。

9. 火災原因調査の現況

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要となる。また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政のあり方を検討する上で必要不可欠である。

火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている(P. 280参照)。本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうちその結果を踏まえた消防法令の改正等の対応を行ったものは第1-1-41表のとおりである。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防法の一部を改正する法律(平成24年法律第38号)により、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権が付与されている(平成25年4月1日施行)。

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められているこ

第1-1-40表 特殊消防用設備等の認定件数：合計60件

(平成28年3月31日現在)

特殊消防用設備等	概要	代えられる消防用設備等	認定件数
加圧防煙システム	特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消防活動拠点を給気し加圧することにより、拠点における一定の安全性を確保するとともに、火災室から排煙を行うことにより、火災時において消防隊を煙や熱から防護し、その消防活動を効果的に支援する性能を有する設備である。(平成21年9月15日告示基準を制定)	排煙設備	25件
ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を消火剤とする消火設備	新たなガス消火剤であるドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を噴射ヘッドから放出する消火設備であり、無人の電算機室等に用いられる消火設備である。オゾン層破壊係数が0である、地球温暖化係数が小さい、人体に対する安全性が高い等の特徴を有する。(平成22年8月26日消防法施行規則を改正)	ハロゲン化物消火設備	3件
複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム	大規模・高層の防火対象物において、管理区分や建築構造等に応じエリアごとに複数の総合操作盤を設置し、それぞれのエリアごとに消防防災上の分散管理を行うとともに、各総合操作盤の間で情報伝達や連動制御を行い、当該防火対象物全体を有機的に監視・制御するシステムである。	総合操作盤	6件
火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム	従来の自動火災報知設備に、火災温度上昇速度を監視する機能を付加し、火災の拡大をより迅速かつ確実に把握することができるシステムである。	自動火災報知設備	4件
閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備	駐車場における火災に対し、近傍の閉鎖型ヘッドが自動的に作動し、当該ヘッドから放射された水系消火剤により効果的に消火する設備である。(平成26年3月28日告示基準を制定)	泡消火設備	10件
インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備	従来のポンプ方式に付置したインバーターにより、警戒区域ごとに電動機の回転数を制御することで加圧送水装置の吐出圧力を調整し、建物内全てのスプリンクラーヘッドにおいて、適正な圧力で放水することができる消火設備である。(平成20年12月26日消防法施行規則を改正)	スプリンクラー設備	1件
空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備に必要な防火安全性能を確保しつつ、スプリンクラー設備と輻射パネル式空調設備の配管を一部兼用することで、省資源・省コスト等を実現した消火設備である。	スプリンクラー設備	1件
閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備	新たに開発した「閉鎖型水噴霧ヘッド」を使用し、通常の水噴霧消火設備より高い放水圧と効果的な散水パターンを得られるよう工夫されたデフレクターにより、高い消火・延焼抑制効果を発揮することができる消火設備である。	水噴霧消火設備	4件
大空間自然給排煙設備	煙感知器等により火災を感知した際、給気口及び排気口を確保することで生じる気流により煙を排出し、大空間部分において仕様規定の排煙設備と同等以上の排煙性能を実現する排煙設備である。	排煙設備	2件
放射時間を延長した窒素ガス消火設備	使用する機器は、従来の不活性ガス(窒素)消火設備と同じ機器であるが、消火剤放射時間を延長し、防護区画を不燃区画から防火区画にすることで気密性を担保している消火設備である。	不活性ガス消火設備	4件
合 計			60件

第1-1-41表 最近行われた消防庁長官による火災原因調査とその結果を踏まえた対応

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成24年5月13日	広島県福山市	ホテル (死傷者10名)	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成25年2月8日	長崎県長崎市	グループホーム (死傷者12名)	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成25年8月15日	京都府福知山市	花火大会 (死傷者59名)	消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成25年10月11日	福岡県福岡市	診療所 (死傷者15名)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

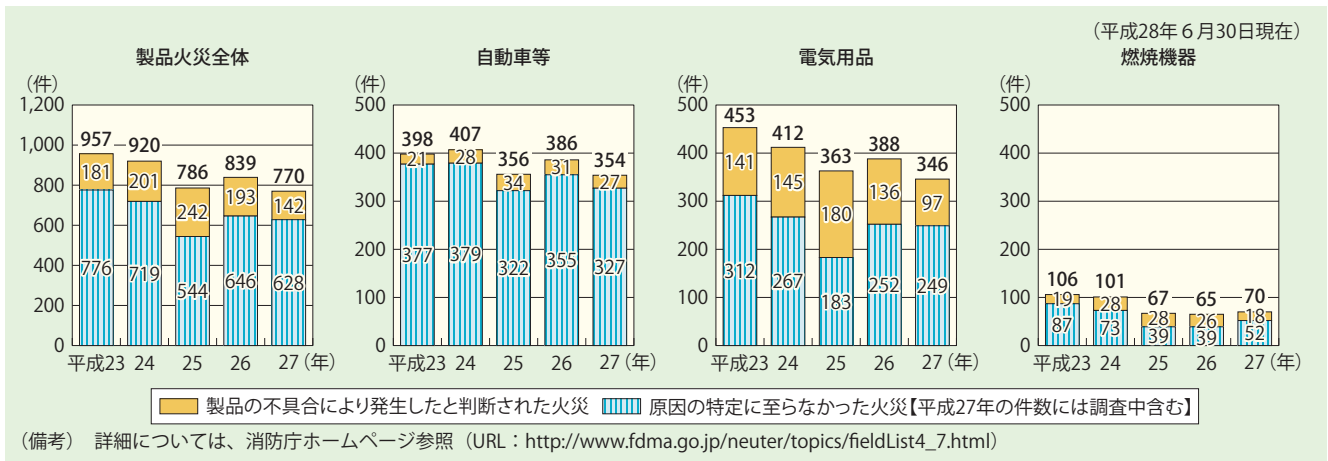
とから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名と製品名などを四半期毎に公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的

に行っている。

平成27年(平成27年1月～12月)に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災として、消防機関から報告されたものについて集計したところ、製品火災全体では770件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が142件、「原因は特定されたものの製品の不具合が直接的な要因

第1-1-28図 最近5年間の製品火災の調査結果の推移



となって発生したか判断できなかった火災及び原因の特定に至らなかった火災」が446件、「現在調査中の火災」が182件であった(第1-1-28図)。

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めていくほか、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしている。

11. 屋外イベント会場の防火対策の推進

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場において、死者3名、負傷者56名という重大な人的被害を伴う火災が発生したことを受け、屋外イベント会場の防火対策を推進するため、平成25年12月に消防法施行令改正、平成26年1月に火災予防条例(例)改正を行い、屋外イベント会場等で火気器具を扱う際の消火器の準備や大規模な屋外イベント等のうち、消防長が指定するイベントについては防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成及び当該計画の提出等を義務付けた。

火災予防行政の課題

1. 住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の未設置世帯に対して早期に設置することを一層促進するとともに、平成28年6月に設置義務化から10年を迎え、既設住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、老朽化した住宅用火災警報器の適切な維持管理を促進することが重要である。

また、住宅火災において、寝具類や衣類が着火物となって多くの死者が発生していることから、防災品の普及を推進することが重要である。

特に、「高層共同住宅における防災品の使用実態調査」(東京消防庁・(公財)日本防災協会)によると、高層マンションの居住者における防災物品の認知度は約5割にとどまっており、防災物品に対する理解を促進することが重要である。

このため、消防本部、消防団、女性(婦人)防火クラブ、自主防災組織等と協力して、火災予防運動、住宅防火防災推進シンポジウム、住宅防火・防災キャンペーン等を通じた住宅防火対策の普及啓発等を更に推進していく必要がある。

2. 違反是正の実効性向上

大きな被害を伴う近年の火災(平成24年5月広島県福山市ホテル火災、平成25年2月長崎県長崎市認知症高齢者グループホーム火災、平成25年10月福岡県福岡市診療所火災、平成27年5月神奈川県川崎市簡易宿泊所火災、平成27年10月広島県広

島市飲食店火災)では、関係部局間の情報共有・連携体制の構築が重要との指摘がなされている。

認知症高齢者グループホーム等の防火安全対策の更なる充実を図るため、関係部局間の情報共有・連携体制の構築について、関係省庁で検討を行い、「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を平成27年3月に策定したところである。

また、立入検査時に把握した違反建築物等の情報について、消防部局及び建築部局等で適切に共有し、連携した違反是正指導を行っていくため、「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を平成27年12月に策定したところである。

これらのガイドラインを踏まえた各地域における関係部局間の情報共有・連携体制の構築を推進していく必要がある。

3. 比較的小規模な施設に対応した自動消火設備の技術開発の促進

(1) 自動消火設備の技術開発の促進

近年、比較的小規模な高齢者施設や有床診療所において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障がい者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところである（既存の施設については設置義務に係る経過措置が設けられている。）。

消防法においては、これらの建築物の構造特性等に鑑み、スプリンクラー設備に代えて、同様の機能を有し設置工事が行いやすいパッケージ型自動消火設備を設置することができることとされている。今後、既存の施設を中心にパッケージ型自動消火設備に対する需要が増加していくことが想定されるが、従来の設備は主として比較的大規模な施設におけるスプリンクラー設備の代替設備として開発されたこともあり、比較的小規模な施設に設置する場合、単位面積当たりの設置費用が割高になる傾向がある。

こうした状況に鑑み、比較的小規模な施設の建物特性に対応した消火性能を有するパッケージ型自動消火設備に係る技術開発の動向を踏まえ、必要な技

術上の基準を平成28年1月に策定した。今後も引き続き施設の特性に適したパッケージ型自動消火設備の設置を可能とするための環境整備を進めていく必要がある。

(2) 小規模施設における消防訓練の実効性向上

多数の自力避難困難者が利用する小規模施設では、夜間は昼間に比べて職員数が少なく、火災が発生した場合には、限られた職員等により初期消火や消防機関への通報、自力避難困難者を介助しながらの避難誘導などを行う必要がある。夜間の火災時に適切に対応するための消防訓練を定期的実施することが特に重要である。

このため、施設の職員等がちゅうちょすることなく火災に対応できるよう、あらかじめ最低限の行動パターンを整理しておくことが重要であり、消防機関への通報を早期に行うとともに、自力避難困難者が建物外への避難に時間を要する場合はバルコニー等の一時的な避難場所へ水平的に避難させることも考慮するなど、個々の施設の状況等に応じた具体的な訓練方法をマニュアルとして整備し、訓練の実効性向上を図っていく必要がある。

4. 消防用設備等の点検報告の促進

防火対象物に設置された消防用設備等や特殊消防用設備等については、定期的な点検の実施とその結果の消防署長等への報告が義務付けられているが、点検、報告の実施状況が十分でない等の課題も散見されている。これらの消防用設備等の点検報告制度における課題を整理し、その方策を議論するため、平成27年度から「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を開催し、検討を進めている。

防火対象物の用途や地域により、点検報告率に差異が生じていることから、検討部会等においてその要因、点検報告率の向上に寄与する取組、点検報告後の改善措置等について調査・分析し、具体的な対策を取りまとめるなど、点検報告制度の実効性向上に取り組んでいく必要がある。

5. 高齢者、障がい者及び外国人来訪者等に配慮した防火安全対策

高齢化の進展や2020年東京オリンピック・パラ

オリンピック競技大会の開催に伴い、高齢者、障がい者又は外国人来訪者が利用する防火対象物において、これらの者に配慮した防火安全対策を推進していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、高齢者、障がい者等に対して火災発生時に警報を適切に伝えることができる光警報装置のあり方について検討を行った。具体的には、実際の商業施設や空港等をモデル施設として光警報装置による火災認知及び避難に関する効果の実証実験を行い、光警報装置が備えるべき性能等を整理した上で、どのような場所に光警報装置を設置することが有効かという点について海外の事例等を参考に検討を行い、「光警報装置の設置に係るガイドライン」を平成28年9月に策定した。今後は

関係事業者への周知を図り、適切な普及を推進する必要がある。

あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において多数の外国人来訪者等が競技場や駅、空港などのターミナル施設等を利用することが見込まれることから、これらの施設で火災等の災害が発生した場合に、外国人来訪者等に対し災害情報を的確に伝え、迅速な避難行動を促すための具体的な方策について検討を行うため、平成28年度から「外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方等に関する検討部会」を開催しており、今後ガイドラインを取りまとめ、安全対策の普及を推進していく必要がある。